

'82.7.24

集中豪雨災害の記録



竹 田 市

'82.7.24

集中豪雨災害の記録



竹 田 市

目 次

大 水 害 竹田小学校6年 峯 陽 一
写 真 紹 介
発 刊 に よ せ て 竹 田 市 長 後 藤 宗 昭

第1章 気象概要	1
第1節 地勢概況	1
第2節 気象概況（57年5月～7月）	1
第3節 これまでの主な集中豪雨の概要	6
第2章 被害の概要	8
第1節 人的被害	8
1 玉米東の事故	8
2 城原紙漉の事故	8
3 上畑の事故	9
4 現場応急救護所の設置	10
5 出動車両及び人員	10
6 死傷者	10
第2節 物的被害	12
1 一般住家等の被害	12
2 公共土木施設の被害	13
3 農地及び農業施設等の被害	15
4 林地等の被害	15
5 文教施設等の被害	17
6 民生施設の被害	18
7 衛生施設の被害	19
8 商工関係の被害	19
9 水道施設の被害	20
10 国・県関係施設の被害	21

第3章 災害対策の概要	23
第1節 災害対策本部の組織	23
第2節 各対策部の対応	25
1 総務対策部	25
2 土木対策部	38
3 農林対策部	39
4 厚生対策部	48
5 文教対策部	60
6 商工対策部	60
7 水道対策部	61
第3節 消防機関の対応	64
第4節 市議会の対応	67
第5節 国・県等関係機関の対応	70
第6節 災害救助法の適用	72
第7節 激甚災害の指定	79
第4章 災害復旧の状況	82
第5章 被害の教訓	85
付 録	86
1 新聞等の見出しから	86
2 被災見舞の主な団体	87
編集後記	98

大水害

竹田小学校六年 峯 陽 一



川向の濁流（孫田利男氏提供）

夏休みに入って四、五日たった。その日は土曜日で父も会社を休んでいた。みんな朝か

らゆったりとしていた。その日は雨だったの
で朝食がすむと、みんなテレビを見ていた。
長崎大水害のニュースを何事もなく見ていた
のである。何事もなく……。ぼくが教科書
を開いたその時である。そう、あれは九時ごろ
だったろうか、あの父のさげび……。
「た、大変だ。荷物を上にあげろ。見
ろ。稲葉川の水位があんなに上がっているぞ。
はっはやく。最初はぼく、何のことかわから
なかった。でもはっとすると、大事な本をど
んどん二階へ運びこんでいった。みんなもう
死にもぐるいだった。でも水は、すでに道
路にあふれでいた。何でことだ。もう水は
げんかんの戸をおしやぶり、わが家にとつ入
しようとしていた。すぐに消防団の人が応援
にかけて来てくれた。でも時はおそく、
もう、応せつ室に水が入りかけていたのだ。
それでも、ぼくたちはくるったように荷物を
運び続けていた。庭もぬまのようになってい
た。その時、ぼくは何も考えられなかった。
いや、考えるよゆうがなかったのかもしれない
かった。もう水は、しん室にまで、入ろうと
していた。それを見ていた父は決心したよう
に言った。「陽一、高志、優子。高い所に……
うん、あそこにひなんするんだ。急げえつ。」
気がついたら、ぼくたちは、上の秋田さん
の家の庭にいた。じきに、父も母も上にあが
ってきた。父の会社の人たちも心配してかけ

つけてくれた。でも時はおそく、ぼくたちの
古い家は今にもくずれおちそうだった。その
家をあとにすると、駅前の橋から町に脱出し
ようとしたがすでにそこは増水のため通行止
めとなってしまっていた。身のおきどころが
ついになくなってしまうのだ。やむをえず、
川向自治会長さんのところに、ひなんさせて
もらった。力がなくなくとぬけていくような
気がした。

テレビ、ラジオはこのチャンネルを回し
ても集中豪雨の悲しいニュースばかりを報道
していた。ぼくは何か言葉では言い表わせな
いような悲しい気持ちになった。

それから雨がしずまっていくと父はいそが
しく会社に電話公線をおしにいくために、
でかけていった。しばらくしたら、雨がやん
だので、家の様子を見に行った。ああ、この
場面をぼくは一生忘れることができないう。
う。じゅうたんはどろだらけになっていて、
ころがっていた。たんすもたおれていて、た
たみもところどころにころがっていた。そし
て家中どろだらけだ。ぼくはその場にすわり
こんでしまいそうだった。

よい経験になることにはなつたが、もうこ
んな目にはあいたくないと思った。

稻
葉
川

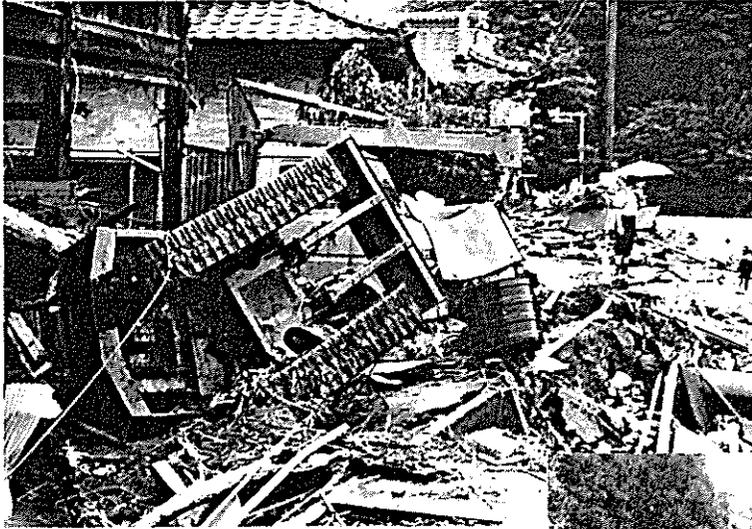


稻葉川(駅前)(河野末喜氏提供)



玉
来
川(工藤敬一氏提供)





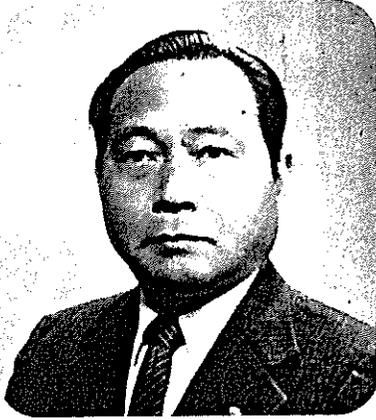
城
北
町



山
林
崩
壊



城
北
町



発刊によせて

竹 田 市 長 後 藤 宗 昭

昭和57年7月24日夜半から本市の北部を中心に襲った集中豪雨は、死者7人、市関係被害総額48億円という未曾有の被害をもたらしました。

土砂崩壊による生き埋め者救出、稲葉川のはんらんによる家屋流失など、あの悲惨な光景が昨日のここのように思い出され、ここにあらためて被災のお見舞を申し上げるとともに、凶らずも犠牲となられた方々にご遺族に対し心から哀悼の意を表します。

また、被災から8ヵ月経た今日、復旧が順調に進んでおりますことは、ひとえに国、県をはじめとする関係機関や多くの方々のご尽力によるものと感謝申し上げます。

とりわけ、被災後いち早く寄せられた救援物資や義援金、さらには労働奉仕などの心暖まる激励は、被災市民はもとより復旧活動の関係者にとって大きな励みとなりました。

これまでのご支援、ご協力に対して厚くお礼を申し上げる次第です。

さて、大惨事をもたらしたこの災害は、私たちに多くの試練と教訓を残しました。

本市の地形的条件の分析と防災体制、また、土地開発や水利用、さらには予知機能と災害対策などに、市民とともに反省すべき点として多くの事柄が、防災会議で指摘されています。これらは、今後の防災都市づくりを進める上での課題であり、この教訓を十分に生かす意味から毎年7月24日を「竹田市防災の日」と定め、市民あげて今後の災害に備える所存であります。

この災害記録は、こうした反省と今後の防災対策の参考になればと、被害や災害対策の状況などをまとめたものです。広く各方面で活用されれば幸いです。

おわりに、本書の作成にあたり、貴重な資料を提供していただきました多くの方々や関係機関に対し深くお礼を申し上げます。

第1章 気象概要

第1節 地勢概況

竹田市は、九州のほぼ中央部、大分県の西南端に位置し、北に久住山(1,787メートル)、西に阿蘇山(1,592メートル)、南に祖母山(1,758メートル)を周らした東西16.1キロメートル、南北22.6キロメートル(面積200.45平方キロメートル)、標高230メートルから600メートルの丘陵地にある。

これらの山々は、裾野的に市の中心部に向って迫り、無数の河川と稜線が入り乱れているため、起伏の激しい急傾斜地帯が多く、平坦地は菅生、宮城、片ヶ瀬、小高野の各台地の外、僅かに中心部の竹田、玉来の両市街地に開けている程度である。

地質は、阿蘇熔岩地帯に属し、地殻は安山岩に覆われた火山灰土で包まれているところが多い。

降水量は、年平均1,400ミリとなるも、6月から9月は月に300～500ミリに達する場合もあって、台風、暴風雨時には、河川の氾濫、がけ崩れ、地すべり等により人畜、建物、道路及び耕地、農作物の被害が多発する。

河川は、大野川水系で白滝川、玉来川、藤渡川、稲葉川、緒方川、濁淵川の6本の支流に大別される。

第2節 気象概況(57年5月～7月)

1. 気象経過

九州北部地方は、5月中旬から少雨傾向が続き、6月13日に平年より7日遅れて梅雨入した。しかし、オホーツク海高気圧が異常に強く、一方では大平洋高気圧が弱かったために、梅雨前線は沖縄の南海上に停滞して、6月の月降水量は、九州北部で少雨記録を更新した。

梅雨前線は、7月10日からようやく九州の北部や中部で活動するようになり、第1図に示すように、10日から21日にかけての総降水量は、熊本県や長崎県で、500～800ミリを記録し多い所では1,000ミリを超えた。

この雨で、九州北部地方の渇水状態は解消したが、土地の水分は飽和状態に達して地盤がゆるみ、今回の大きな水害の素地を造ることとなった。

7月22日の朝、中国大陸東岸にあった低気圧は23日09時には、済州島付近に達し(中心気圧996ミリバール)、中心から南東にのびる梅雨前線は九州西岸に達した。

低気圧の動きは、ごくゆっくりで21時に済州島の東海上に進み、九州西岸の前線は九州
 中部に^{北上}進んだ（第2図）。このため長崎市は23日の19時から22時の3時間に313ミリとい
 う激しい雨が降り、大きな災害を起こす原因の一つとなった。

大分県では、23日の早朝から小雨が降り始めたが、同日は特に強く降ることもなく所
 より1時間に10ミリを超える程度で、日降雨量は60ミリを超えた所はなかった。24日の昼
 ごろには、梅雨前線は、九州北部から中部へと南下した。このため第3図（a～c）のよ
 うに長崎県、熊本県の大雨は、大分県へと移動した。

福岡のレーダー観測によると、強い雨雲の区域は、24日午前6時ごろから熊本県側より、
 大分県の西部に接近し、昼ごろまで県の西部方面に停滞した。雨雲は10キロメートルを超
 す非常に発達したものであった（第4図）

県内では、07時から1時間に20ミリ以上の強い雨に変わり始めた。このため23日の17時30
 分に大分气象台が発表した大雨、洪水、雷雨、波浪、濃霧注意報は、07時00分に大雨、洪
 水警報、雷雨、波浪、濃霧注意報に切り替えられた。釈迦岳では、08時までの1時間に54
 ミリ、竹田市では10時に47ミリ、08時～11時の3時間に98ミリの強い雨を観測した。（第
 1表）

15時の福岡レーダーでは、県の西部に停滞していた強い雨雲が南下しており、午後から
 は雨は次第に弱まり、16時35分には、大雨、洪水、波浪、濃霧注意報に切り替えられた。
 21時には、低気圧は、対島海峡をゆっくり東進、前線は九州北部にあって不安定な状態は
 続いたが、25日の早朝にかけては、特に強い雨もなく午後にかけて久し振りに晴れた。

2. 降雨の特性

- (1) 梅雨末期の典型的な集中豪雨（湿舌現象）であった。
- (2) 干天続きのあとの長雨の最後の豪雨であった。
- (3) 県西部を中心とする局地的な豪雨で、特に本市では、記録的雨量となり、稲葉川の氾濫、がけ崩れなどの災害が連続した。

特に市の西北部から中心部にかけての被害が多であった。

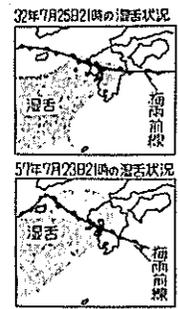
典型的な湿舌現象

32年諫早水害と酷似

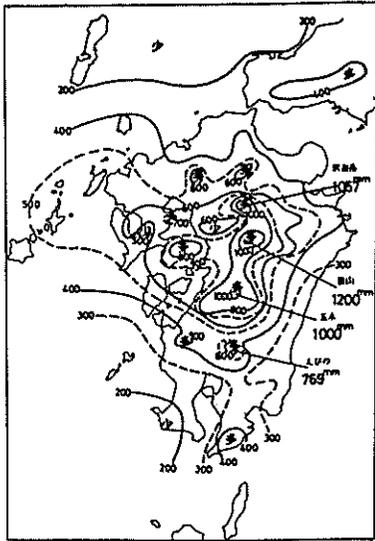
三十二日から福岡県を中心とする九州中部は、梅雨末期の典型的な湿舌現象を呈している。

この現象は、梅雨末期の典型的な湿舌現象を呈している。三十二日から福岡県を中心とする九州中部は、梅雨末期の典型的な湿舌現象を呈している。

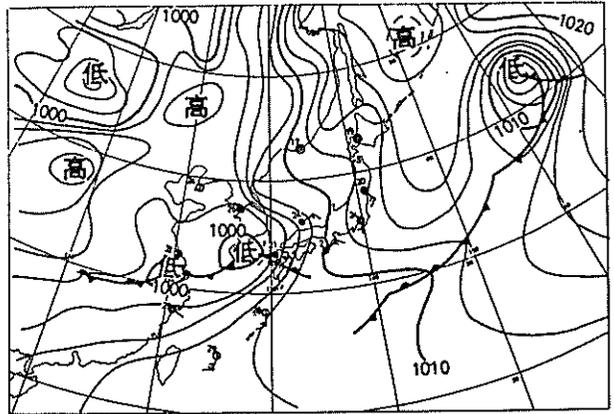
梅雨末期の典型的な湿舌現象を呈している。三十二日から福岡県を中心とする九州中部は、梅雨末期の典型的な湿舌現象を呈している。三十二日から福岡県を中心とする九州中部は、梅雨末期の典型的な湿舌現象を呈している。



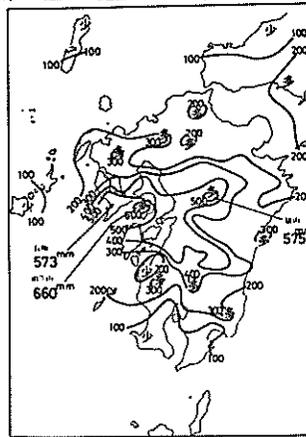
西日本新聞より転載



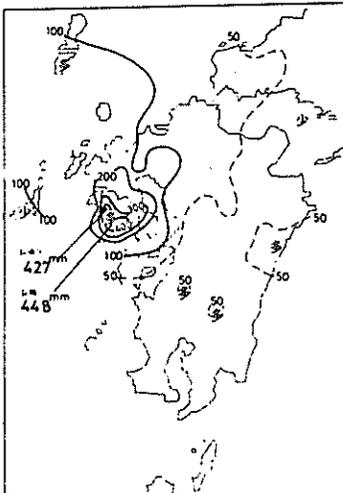
第1図 昭和57年7月10日から21日までの総降水量分布図



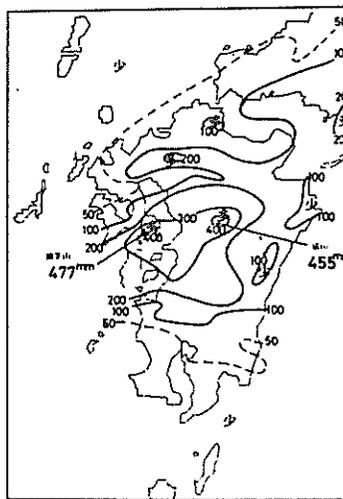
第2図 地上天気図(昭和57年7月23日21時)



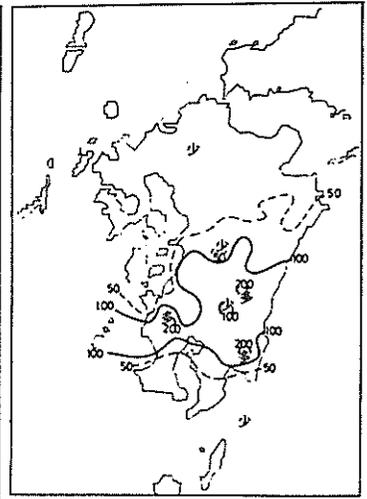
第3図 昭和57年7月23日から25日までの総降水量分布図



第3図a 日降水量分布図
(昭和57年7月23日)



第3図b 日降水量分布図
(昭和57年7月24日)

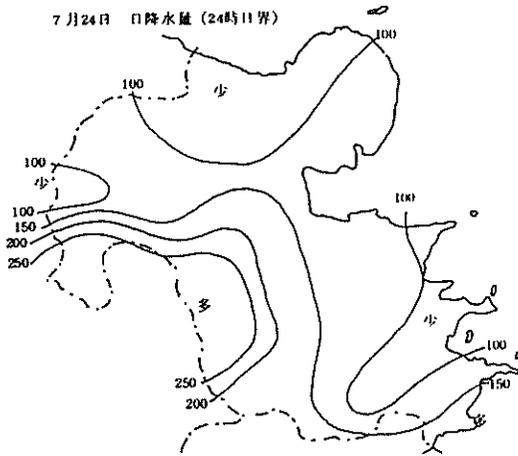


第3図c 日降水量分布図
(昭和57年7月25日)

第4図a

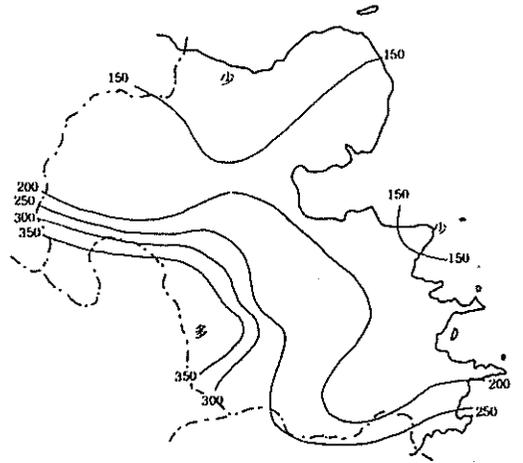
(2) 降水量分布図 (mm)

7月24日 日降水量 (24時日界)



第4図b

7月23~25日 合計降水量 (24時日界)

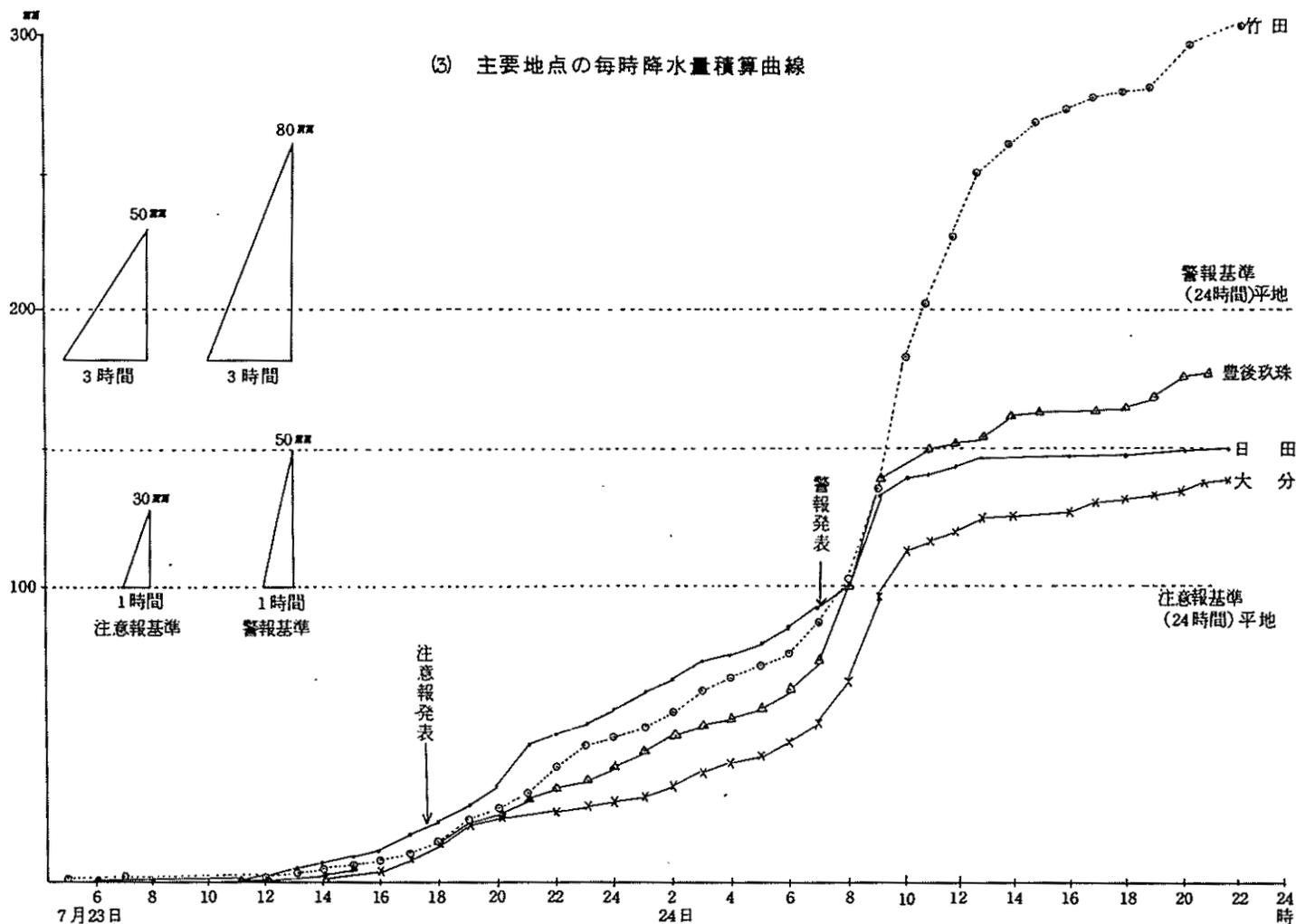


第1表 各地の日降水量 (24時日界単位mm)

観測所	日	23日	24日	25日	合計
国見		3.9	8.3	6	12.8
中津		5.0	8.1	—	13.1
豊後高田		3.8	7.1	5	11.4
耶馬溪		5.6	9.6	4	15.6
院内		3.3	8.3	1.1	12.7
杵築		3.0	12.1	2.3	17.4
伏木		5.8	11.8	5	18.1
日田		5.9.0	9.0.5	3.0	15.2.5
別府		3.5	12.1	1.0	16.6
豊後玖珠		3.8	1.3.8	8	18.4
湯布院		4.2	1.7.9	1.2	2.3.3
大分		2.6.5	1.1.2.0	3.0.5	1.6.9.0
佐賀		2.6	9.1	2.6	14.3
秋田		6.4	2.5.1	2.0	3.3.5
白根		2.1	1.0.1	4.9	1.7.1
温見		3.4	1.6.9	3.1	2.3.4
犬飼		3.2	1.3.2	6.5	2.2.9
竹田		4.7	2.5.2	5.5	3.5.4
出羽		3.6	1.2.2	4.6	2.0.4
佐伯		2.4	8.8	7.5	1.8.7
下子		4.3	1.8.3	4.5	2.7.1
宇目		3.5	9.1	4.6	1.7.2
蒲江		5.3	1.5.1	6.4	2.6.8
大分空		3.5.0	1.2.1.0	2.4.5	1.8.0.5

第2表

(3) 主要地点の毎時降水量積算曲線



(以上第2節資料提供 大分气象台)

第3節 これまでの主な集中豪雨の概要

1. 明治2年6月の豪雨

当時の被害状況について詳しい記録は残っていないが、「明治2年6月15日に襲った竹田町の大洪水は、現在浸水した下町の方面において二階の軒下まで水が漂い夥しい死人を出した。その後明治38年に竹田橋の流失を見る程の洪水があったが、まず明治2年以來55年振りの大洪水であろう」と、某古老の語ったことが大正12年7月7日付けの大分新聞に掲載されている。

2. 大正12年7月の豪雨

“竹田附近大出水、人畜の死傷者多数、浸水 200余戸”大正12年7月6日付の大分新聞に、同年7月5日竹田地方を襲った豪雨による被害状況を、大きな見出しでこのように報じている。

これによれば、4日の夜から降りはじめた雨は、5日未明には雷を伴った豪雨となり、稲葉川の氾濫で浸水家屋は、竹田町50戸（最高床上 1.5メートル）、豊岡村 150戸計 200戸、流失家屋は、竹田町2戸、豊岡村7戸計9戸、宮砥村の少年1人惨事し下流において3人の死体が流れて行くのを見た者あるも6日朝までには発見するに至らなかったとある。

又、玉来川（通称白瀧川）は、稲葉川に比し増水少く被害程度も浸水家屋10数戸に、滑瀬橋の橋脚1本の破損を見るのみ。

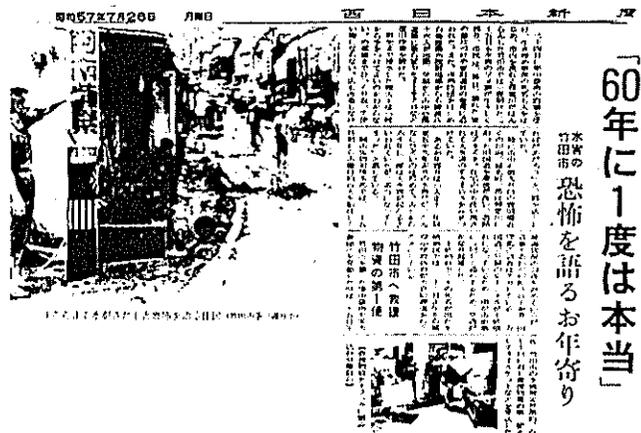
濁淵川（通称植木川）鏡橋附近は小流に抱らず多数の浸水家屋を見たとある。

3. 昭和28年6月の豪雨

昭和28年6月25日から降り始めた雨は、26日には豪雨となり宮城、城原地区等では土砂崩れによる家屋の倒壊等で死傷者数名を出す。

この豪雨の範囲は九州各県に及び熊本市では、市内中心部を流れる白川の氾濫で市民生活に大きな被害を与えたことは私たちの記憶にまだ新しいところである。

（被害状況略）



第2章 被害の概要

第1節 人的被害

1. 玉来東の事故

7月24日、午前10時すぎ、玉来東、光明寺横の杉山（樹令30年生）が高さ30メートル巾25メートルにわたって岩膚から滑り土砂と共に落ちた。

この土砂で、阿南憲治、鈴木重文両氏の住宅2棟が押し流されて全壊、家の中にいた鈴木末子さん（自力脱出）、阿南路子さん、阿南志枝ちゃん（南部幼稚園児）が生き埋めとなった。阿南路子さんは、倒壊した家屋の下敷から1時間後に奇跡的に救出（重体）されたが、志枝ちゃんは、流出した土砂や木材及び倒壊した家屋にはばまれ救出は難航した。

そのため、近くの建設会社から重機（ユンボ）2台を借り上げ必死の救出作業を行い午後4時23分救出されるも死亡。



玉来事故現場（○印は子供を見つけた所） 工藤敬一氏提供

2. 城原紙漉の事故

7月24日午前9時ごろ、森精一氏宅の裏手にある城原井路（巾1.8メートル、深さ1.2メートル）に畑の土砂が長さ5メートルにわたって流出、井路の暗きよを塞いだ。

このため、井路から溢れ出た水は、床下に流入し、国道442号を越えて水田を決壊する恐れが出てきた。このため、午前10時ごろから、紙漉地区民30人、消防団員2人、井路関係の職員2人計34人が出て土砂を除去するため、小型ポンプ等を使って土砂を押し流していた。

作業はほぼ終了したので一息入っていた12時40分頃、横の山林、畑が高さ20メートル巾35メートル、奥行き20メートルにわたって流出し、土砂は瞬間に住宅、畜舎等3棟を壊し、休息中の地区民16人を呑み込むと共に数人を押し流し、国道442号線まで達した。

この土砂の中から這い出した地区民の通報により、救助隊は現場に急行したが、現場では何人作業に出っていたのか、何人生き埋めになっているのか、どの辺りにだれがいたのか皆目不明の状態であった。そのため、地元自治会長に各戸の調査を依頼して、作業

に出た人数、氏名の確認を行った。その結果、作業には34人出動し、16人が生き埋めとなっていることが確認された。

生き埋めとなった16人は、土砂に押し流されて数カ所に散在しており、土砂の中に全身半身が埋った状態の者、倒壊した家屋の下敷又は挟まれた状態の者等々。

消防職団員、警察隊員等救助隊は、土砂に生き埋めとなっている被災者については、スコップ、クワ等で土砂取り除き作業を、また、家屋の下敷になっている被災者については、チェーンソー、バール、ロープ等を使用して解体し、身体に傷をつけないよう救助作業を開始した。

救助作業は、大量の泥の海と化した土砂の中で難航した。このため、近くにいた国広機工の協力を得て重機（ユンボ）2台により手前から土砂を取り除き17時前に全員救出した。

この生き埋め事故で死傷者が多数出た理由としては、水路に崩れ落ちた土砂の除去作業をほとんど終え、休憩のため一カ所に集まっていたことと、予想もされなかった大量の土砂が瞬時に流出して逃げる余裕がなかったことが考えられる。

3. 土畑の事故

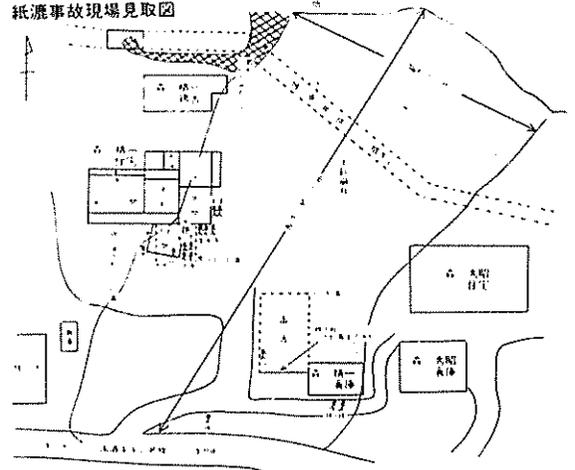
7月24日、午前11時ごろ、土砂の流出により水路が埋没して濁流が佐久間敏夫氏宅の納屋に流入してきた。このため同氏は水路の土砂を除却中、二次災害による土砂（巾10メートル、高さ15メートル）崩れで押し倒されて横転し、膝がまがった状態で首まで埋った。近隣の三浦健士、大塚計夫、大塚孝敏、藤沢忠夫、藤沢一夫の各氏は同氏（軽傷）

山が崩れるぞ！ 逃げろ！



悲鳴かき消すこゝろ音
の生き埋め 石垣もろとも押し流す

紙漕事故現場見取図



大分合同新聞社より転載

を救助するため、崩壊の恐れのある中を身体に傷をつけないよう救助作業を進め、無事救出することができた。

4. 現場応急救護所の設置

城原紙漉の事故現場に応急救護所を設置し

開業医 9人 看護婦 11人

日赤応援医師 1人 看護婦 3人 関係職員 6人

竹田市保健婦 2人 の協力を得て行った。

5. 出動車両及び出動人員

この事故による出動車両及び出動人員は、次のとおりである。

竹田広域消防署	10台	47人	竹田市消防団	6台	98人
県警機動隊員	7台	32人	日赤救護班	6台	10人
民間借上げ（軽トラック）	2台		（ユンボ）	2台	

6. 死傷者

この事故による死傷者は、次のとおりである。

(1) 死者

氏名	住所	年齢
河野 節（女）	竹田市大字米納	52才
志賀 密張	〃	60
本田 肅士	〃	63
森 忠士	〃	65
本田 太	〃	47
森 スミ子	〃	54
阿南 志枝	竹田市大字玉来	5

(2) 負傷者

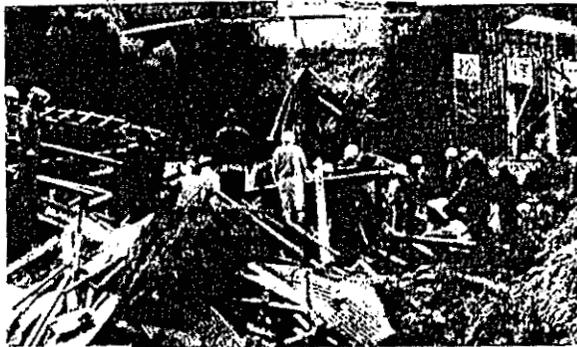
氏名	住所	年齢
後藤ヤス子	竹田市大字米納	40才
本田 正高	〃	61
本田富美子	〃	69
高須 忠士	〃	52
森 房子	〃	51

小方 郁代	〃	42
森 正子	〃	69
渡部庄之助	〃	43
渡部 征子	〃	38
鈴木 末子	竹田市大字玉来	56
後藤 新一	竹田市大字米納	55
阿南 路子	竹田市大字玉来	34
佐久間敏夫	竹田市大字久保	46

一瞬 全身が土の中に

恨みの土石七人のむ

長崎県長崎市で発生した大規模な土石流は、竹田市大字玉来地区に波及し、同地区の住民約200人が、土石に埋れ、死亡した。この惨劇は、竹田市史上最大の災害であり、住民の恨みは、土石に埋れた七人の魂に託されている。この惨劇は、竹田市史上最大の災害であり、住民の恨みは、土石に埋れた七人の魂に託されている。



幼男1人が生き埋めで死んだ阿南路子さん方=24日午前11時、竹田市玉来東で

平トンネルなど
各地で通行止め相次ぐ



阿南田の崩落に阻まれる住居前
24日午後1時、竹田市玉来東で

竹田文化会館 など一時孤立

竹田文化会館など、土石流の影響で孤立状態に陥った。住民は、孤立した状態で生活を送らなければならない状況に陥った。



住居の被害の様子、竹田市玉来東

がけ

がけ崩れが頻発している。住民は、がけ崩れによる被害に悩まされている。



被災者の被害の様子、竹田市玉来東

第2節 物的被害

1. 一般住家等の被害

住家の全半壊、床上浸水等の被害状況は、次のとおりである。

(1) 住家の全壊、流失

地区	氏名	備考	地区	氏名	備考
豊岡	阿南 三郎	流失	玉来	阿南 豊基	土砂
豊岡	山本 始	流失	玉来	高橋 伸吾	土砂
"	深田今朝見	"	"	古賀 幸生	"
"	河野寿太郎	土砂	"	工藤 敦	"
"	河野 久徳	"	城原	森 精一	"
岡本	和田 健男	流失	宮城	堀 房徳	"
玉来	鈴木 重文	土砂	"	副田 祐則	"
"	阿南 憲治	"	"	後藤 孝道	"

(2) 住家の半壊、一部、床上浸水等

地区名	住家		非住家		浸水	
	半壊	一部	全壊	半壊	床上	床下
竹田	2	4	1		170	35
豊岡	1	4	5		44	27
岡本	1	3		1	9	3
玉来	1	4		1	25	20
宮城	5	9	3	6	2	5
城原		10	3			1
明治		6	2	1	1	2
松本		1	3	1	6	6
合計	10	41	17	10	257	100



濁流に流される駅前クリーニング店
(河野末喜氏提供)

2. 公共土木施設の被害

道路の決壊、橋梁の流失等生活基盤に大きな打撃を受けた。被害状況は次のとおりである。

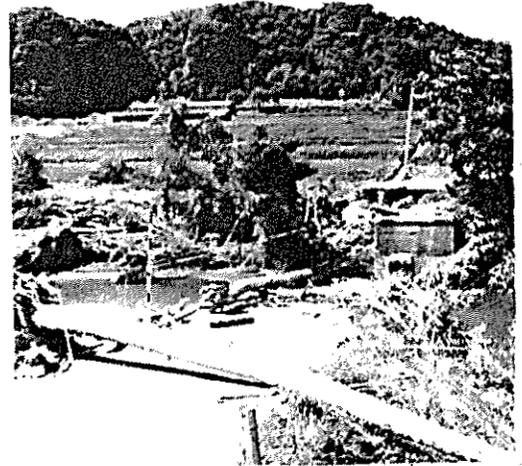
(1) 被害概況

イ 道路	223件	431,482千円
ロ 橋 梁	3件	157,270千円
ハ 準用河川	23件	59,377千円

(2) 路線別被害状況



市道 濁淵、川向線の決壊



市道 荒巻橋の流失

イ 道路

○ 濁淵川向線	4カ所	○ 小学校通り線	3カ所
○ 鬼ヶ城線	1 "	○ 岩本線	1 "
○ 菅志二号線	1 "	○ 穴井迫久保線	11 "
○ 岩瀬志土知線	5 "	○ 下平田線	1 "
○ 荻迫線	3 "	○ 平小仲尾線	2 "
○ 古園谷線	2 "	○ 小賀政所線	3 "
○ 中央線	8 "	○ 中村二号線	1 "
○ 長慶田平線	4 "	○ 老野線	6 "
○ 鉢山線	4 "	○ 大矢線	2 "
○ 坂折線(荒巻橋)	(1 ")	○ 稲荷線(稲荷橋)	(1 ")
○ 深高線(深瀬橋)	(1 ")	○ 山下阿蔵橋線	1 "
○ 拌田原線	3 "	○ 玉来阿蔵線	2 "

○ 住吉倉木線	6 "	○ 倉木線	2 "
○ 野口線	1 "	○ 振顔野線	1 "
○ 楠山線	1 "	○ 三本松線	2 "
○ 川下挾田線	2 "	○ 滑瀬挾田線	1 "
○ 滑瀬片ヶ瀬線	3 "	○ 宮砥中角線	1 "
○ 宮砥神原線	2 "	○ 紺屋線	1 "
○ 畑中線	1 "	○ 緩木線	1 "
○ 上西線	1 "	○ 納野線	1 "
○ 下矢倉一号線	1 "	○ 穴井迫萩線	1 "
○ 山中線	1 "	○ 向山田一号線	1 "
○ 漆迫線	1 "	○ 土取線	1 "
○ 坂折線	1 "	○ 岩瀬線	1 "
○ 炭竈横断線	2 "	○ 中尾園線	2 "
○ げずの木線	1 "	○ 大口線	2 "
○ 弓木線	1 "	○ 堀ノ内相ヶ津留線	1 "
○ 大矢線	2 "	○ 白丹線	2 "
○ 上深迫双中線	5 "	○ 都野線	1 "
○ 吐合線	1 "	○ 畑一号線	3 "
○ 畑二号線	1 "	○ 国重線	1 "
○ 高山線	5 "	○ 久小野線	2 "
○ 上川線	1 "	○ 二俣一号線	8 "
○ 犬鳴線	1 "	○ 吉野鶴線	4 "
○ 白水線	1 "	○ 菅久線	2 "
○ 菅川二号線	1 "	○ 川床横断線	1 "
○ 向山田一号線	1 "	○ 下志土知縦断線	5 "
○ 市用横断線	2 "	○ 川床福原線	17 "
○ 市用年神線	5 "	○ 神畑線	1 "
○ 中ノ迫線	1 "	○ 鬼森線	3 "
○ 上畑横断線	1 "	○ 城原線	2 "
○ 十一谷線	1 "	○ 梶ヶ迫線	2 "
○ 田平線	1 "	○ 法泉線	1 "

○ 木原泉線	1 "	○ 三宅山線	1 "
○ 宮迫線	1 "	○ 長慶橋宇津線	5 "
○ 高伏線	4 "	○ 鍵小野線	3 "
○ 橋宇津横断線	2 "	○ 城原線	1 "
○ 中野線	1 "	○ 石原線	1 "
○ 上枝線	1 "	○ 屏風ヶ淵線	4 "
○ 米納沢線	1 "		

(ロ) 橋 梁

荒卷橋、稲荷橋、深瀬橋

(ハ) 準用河川

○ 紺屋川	8カ所	○ 滝部川	1カ所
○ 浦谷川	8 "	○ 猫谷川	6 "

3. 農地及び農業施設等の被害

農地の埋没、決壊、流失や農業施設、農作物等に受けた被害は次ページのとおりである。

4. 林地等の被害

崩壊箇所	62カ所	18,600万円
槽 木	1,000立方	槽 場 2ヘクタール
山林崩壊及び倒木面積		50ヘクタール
作業道等災害箇所	10カ所	300メートル（自力復旧）



農地災害 (漆迫地区)

林地災害 (上畑地区)

区分 地区名	農作物				農地		農業施設														肉用牛			
	水・陸稲		野菜				水路		道路		頭首工		橋梁		揚水機		ハウス		畜舎		倉庫		成牛	
	面積	金額	面積	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	台	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	頭数	金額
明治	ha 120	千円 21,430	ha 1.58	千円 737	109	69,978	48	53,040	46	50,830	7	9,886	4	13,816		千円				千円	1	千円 300		千円
岡本	57	10,180	1.58	735	44	28,248	21	23,205	28	30,940	5	7,379	1	257										
豊岡	63	11,250	3.16	1,390	49	31,458	6	6,630	12	13,260							3	320					1	500
片瀬	7	1,250	3.16	1,388	10	6,420																		
玉来	53	9,460	3.95	1,740													4	420						
松本	62	11,070	4.74	2,082	35	22,470	14	15,470	10	11,050	2	6,235	1	256	1	243	6	616	1	1,000				
入田	42	7,500	.16	1,390	5	3,210	1	1,105	1	1,105			1	1,073										
龜岳	40	7,140	3.95	1,735	2	1,284	1	1,105	5	5,525	1	1,218					2	250						
宮砥	51	9,110	4.74	2,082									1	436			5	500	4	1,700				
菅生	23	4,110	37.13	16,309	23	14,766	13	14,365	21	23,205	1	5,877					26	2,756						
宮城	186	33,220	6.32	2,776	213	136,746	82	90,610	73	80,665	6	21,275	2	1,381	2	2,018					7	2,000		
城原	134	23,940	5.53	2,429	154	98,868	117	129,285	41	45,305	3	5,682	2	1,145	1	1,433	7	750			1	1,000		
合計	796	149,660	79	34,793	644	413,448	303	334,815	237	261,885	25	57,552	12	18,364	4	3,694	53	5,612	5	2,700	9	3,300	1	500

5. 文教施設等の被害

(1) 学校施設

豊岡小学校 1. 講堂、床上1.5メートル浸水、土砂、流木が講堂(444平方メートル)に流入し、ホール全体が浮き上り、使用不能

2. 体育倉庫(平屋、トタン葺)10平方メートル流出。

3. 水泳プール、土砂流入、機械室浸水

4. グランド、全面に土砂、流竹木流入、土砂量(約557立方メートル) グランド面積(6,300平方メートル)



豊岡小学校講堂の被害

5. 焼却炉流失

6. 特別教室(434平方メートル)管理棟(330平方メートル)床上浸水。

7. 特別教室より講堂に至る渡り廊下柱4本流失

8. 体育器具、教材等流失(別紙)

岡本小学校 1. グランドの擁壁一部破損(文部省の災害としての補助対象とならない)

明治小学校 1. グランド一部欠壊(幅30メートル、高さ10メートル)幅20メートル高さ10メートル(台風13号)

竹田小学校 1. 屋内運動場取付道路土砂崩れ(幅10メートル、高さ10メートル)
(文部省の災害としての補助対象にはならない)

竹田中学校 1. 管理棟、屋内運動場、特別教室棟、便所床下浸水

2. グランド浸水埋没(土砂量約188立方メートル)

(グランド全面積22,000平方メートルの内約1,000平方メートル浸水埋没)

3. テニスコート2面(プール横)表土流出(170立方メートル)

防球ネット倒壊、(全長78メートル、高さ4メートル)使用不能

双城中学校 1. 排水溝全長55メートル欠壊、埋没（幅50センチ）
（文部省の災害としての補助対象にならない）

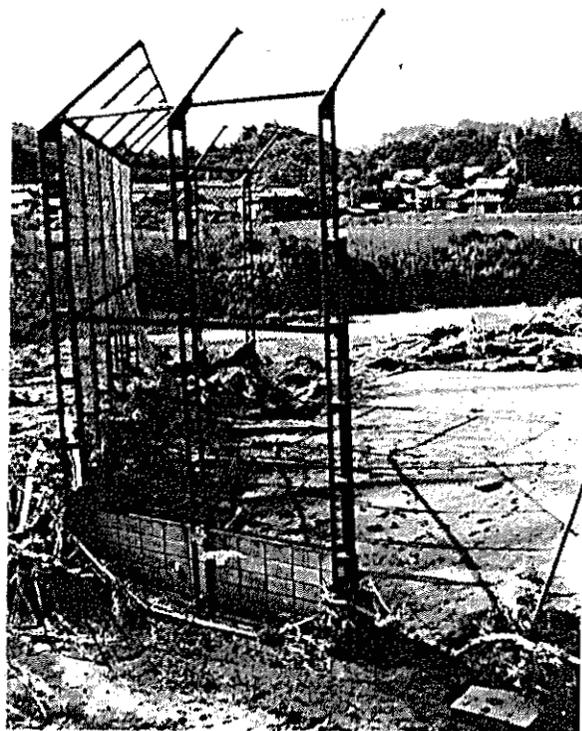
北部幼稚園 1. 山崩れのため、園舎一部破損

(2) 社会教育施設

市営野球場 1. 稲葉川の氾濫により
土砂、流竹木流入埋没、
防球ネット（高さ 2.1
メートル、長さ 195メ
ートル）倒壊（全面積
12,300平方メートル、
土砂量 2,390立方メー
トル）

市営弓道場 1. 稲葉川の氾濫により
土砂、流竹木流入埋没
（全面積 855平方メー
トル）

市営
玉米運動場 1. 玉米川の氾濫により
土砂流入、埋没（面積
7,000平方メートル）
2. 防球ネット（高さ 2.1
メートル、長さ136メー
トル）倒壊、使用不能



市営野球場

文化会館 1. 玉米川の氾濫により会館前広場土砂流入（約80センチ）
2. 文化会館電気室、オーケストラピット内30センチ浸水、浄化槽モ
ーター使用不能

(3) 給食調理場 1. 裏山2ヵ所決壊（幅9メートル、高さ3メートル。幅6メートル
高さ2メートル）

(4) 教材関係 1. 生徒使用教科書及び学用品一部埋没、流失（各家庭にて被害）

6. 民生施設の被害

稲葉川の氾濫によって、床上浸水（1.5メートル）の被害を受けた。

老人憩いの家（下町） 被害額 1,500千円

7. 衛生施設の被害

玉来川の氾濫によって衛生センター（し尿処理場、竹田直入環境衛生組合管理）が冠水したため、モーター関係に被害を受け一時使用不能となった。被害状況は次のとおりである。

モーターポンプ類	210,000円	
泥除却人夫代	85,000円	
し尿処理委託料	174,000円	} 大野郡清掃組合へ委託
汲取り委託料	627,000円	
計	1,096,000円	

8. 商工関係の被害

玉来川、稲葉川の氾濫により拝田原、山手、西古町、慶順町、東本町、下町、府内町、川向、城北町等広範囲にわたって濁流が流入し、店舗や商品等に大きな被害をもたらした。

業種別災害状況

(単位：万円)

項目		業種					計
		小売業	建設業	製造業	飲食業 サービス	(旅館)	
店舗	件数	44	5	15	43	4	111
	被害額	19,888	3,760	6,830	13,630	1,100	45,208
住宅	件数	24	4	11	25	1	65
	被害額	8,236	760	3,248	7,909	600	20,753
機械設備	件数	24	7	10	40	3	84
	被害額	4,457	9,181	10,996	8,391	650	33,675
家財	件数	20	4	10	27	2	63
	被害額	5,788	850	2,790	8,045	400	17,873
商品	件数	42	5	14	32	4	97
	被害額	24,024	710	6,757	5,780	900	38,171
その他	件数	12	2	6	7		27
	被害額	1,295	380	560	1,352		3,587
計	件数	166	27	66	174	14	447
	被害額	63,688	15,641	31,181	45,107	3,650	159,267
実戸数		52戸 ⁱ	9戸 ⁱ	19戸 ⁱ	55戸	4戸	139
		全壊 6 半壊 4	全壊 半壊 4	全壊 半壊 7	全壊 1 半壊 27		7 42

9. 水道施設の被害

(1) 上水道施設の被害

給水区域内を流れる
稲葉川の氾濫のため
配水施設の水道管12
ヵ所が流失、損傷等
の被害を被った。



市道 濁渕、川向線の水道施設

災害箇所修理及び復旧計画

被災箇所	被災の状況	断・減水の状況	応急給水等の措置状況	復旧工事費
1. 拝田原地区	道路及び住宅一部崩壊のため、わん曲及び損傷 ℓ = 16.0m	7/8 13:00～ 15:00断水	V P Ø30mm ℓ = 4.0m 布設替	152,000円
2. 市道屏風ヶ渕線 (坂本前)	道路洗掘のため水道管 Ø50mmが浮上、及びわん曲 ℓ = 57.0m	7/8 10:00～ 12:00断水 7/8 8:00～ 12:00断水	路面より浮上したG P Ø50mmを原型の位置に 仮復旧する	552,000円
3. 市道小学校通り線 (竹小万里橋附近)	道路肩決壊により水道管 Ø100mm切断、及び損傷 ℓ = 15.0m	7/8 10:00～ 7/8 11:00断水 7/8 21:00～ 7/8 16:00断水 7/8 13:00～ 7/8 18:00断水	3回にわたり仮復旧する	211,000円 (153,064円)
4. 市道濁渕・川向線 (城北町高流寺下)	道路の流失及び洗掘により水道管 Ø 100mmの損傷 ℓ = 112.0m	7/8 10:00～ 7/8 18:00断水 7/8 8:30～ 7/8 18:00断水 7/8 13:00～ 7/8 18:00断水	1. 破損されたパイプを利用して原形に仮復旧する 2. 電話線(重要回線)四方巻きコンクリート工事及び道路仮復旧工事のため配水管を道路隣接宅地内に移設する 3. 仮復旧道路の一部が決壊したため応急措置として(車の通行を可能とするため)宅内露出配管 ℓ = 290mを埋設した	1,288,000円 (470,416円)

(2) 簡易水道施設の被害

イ 菅生簡易水道

土砂崩れにより水道管2ヵ所(約50メートル)破損

7月25日 12時00分から26日14時00分まで断水

この間、消防のタンク車、ポリ容器にて現地に給水

給水戸数 137戸 給水人口 498人

ロ 城原簡易水道

土砂崩れにより水道管3ヵ所(約90メートル)破損

7月25日 12時00分から27日17時00分まで断水

この間、各自で給水措置をとる。

給水戸数 78戸 給水人口 256人

10. 国、県関係の被害

(1) 建設省関係

佐伯工事事務所竹田維持出張所管内の市関係分被害状況は、次のとおりである。

一般国道 57号線 6ヵ所 35,000千円

(2) 県竹田土木事務所

県竹田土木事務所管内の市関係分の被害状況は、次のとおりである。

イ 河川

一級河川大野川水系

濁 湫 川	18ヵ所	米 山 川	22ヵ所
稲 葉 川	35 "	久 住 川	17 "
田 町 川	22 "	深 迫 川	17 "
神 馬 川	29 "	山ノ口川	10 "
玉 来 川	41 "	緒 方 川	3 "
滝 水 川	24 "	十 角 川	2 "
藤 渡 川	6 "	太 田 川	3 "
大 野 川	7 "	神 原 川	3 "
小 賀 川	17 "	中 角 川	2 "
笹 無 田 川	10 "	緩 木 川	3 "
折 立 川	11 "	潤 鳥 川	18 "

矢倉川	6	〃	家古屋川	1	〃
山崎川	2	〃	産山川	2	〃
橋木川	3	〃	井無田川	2	〃
境川	5	〃	平木川	3	〃
合計	342	〃	被害総額	1,393,451	千円

□ 道路

国道	442号	11	カ所		
主要地方道	竹田五ヶ瀬線	6	〃		
〃	竹田野津線	1	〃		
〃	高森竹田線	3	〃		
〃	竹田直入線	9	〃		
〃	白丹竹田線	25	〃		
〃	神原玉来線	4	〃		
〃	九重野荻線	1	〃		
合計		60	〃	被害総額	125,223千円



土木事務所対岸の水位計

第3章 災害対策の概要

第1節 災害対策本部の組織

1. 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置

竹田市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置については、災害対策基本法第23条第1項の規定により設置することとなるが、その設置基準は次のとおりで、市長が設置を必要と認めたとときとなっている。（竹田市災害対策本部設置規則第1条）

イ 大雨、洪水、台風等気象に関する予報又は警報が発表され、市内に重大な災害の発生が予想されるとき。

ロ 豪雨、地震、降水その他これに類する異常な自然現象によって市内に重大な災害が発生したとき。

ハ 火災等これらに類する事故により市内に重大な災害が発生したとき。

ニ 前各号のほか、市内に災害が発生したとき、又は発生しようとするとき、特に総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

(2) 廃止

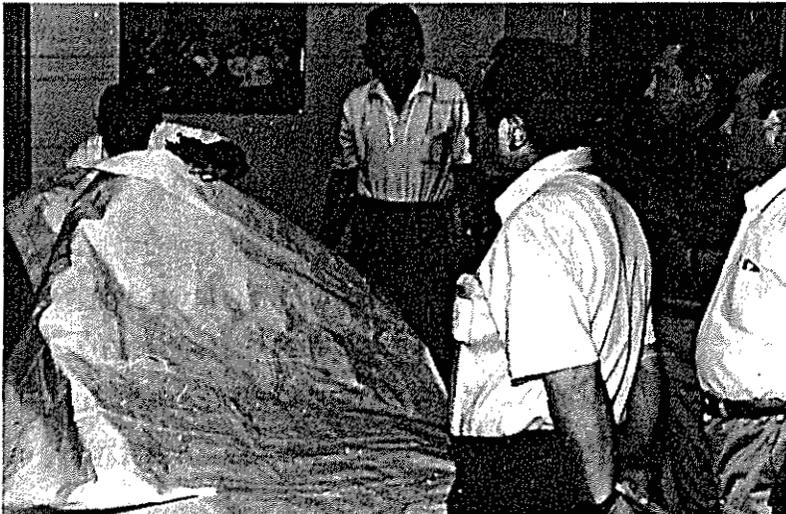
本部は次の場合に廃止する。

イ 災害発生の危険が解消された時

ロ 災害に対する応急措置が完了したと市長が認めたととき。

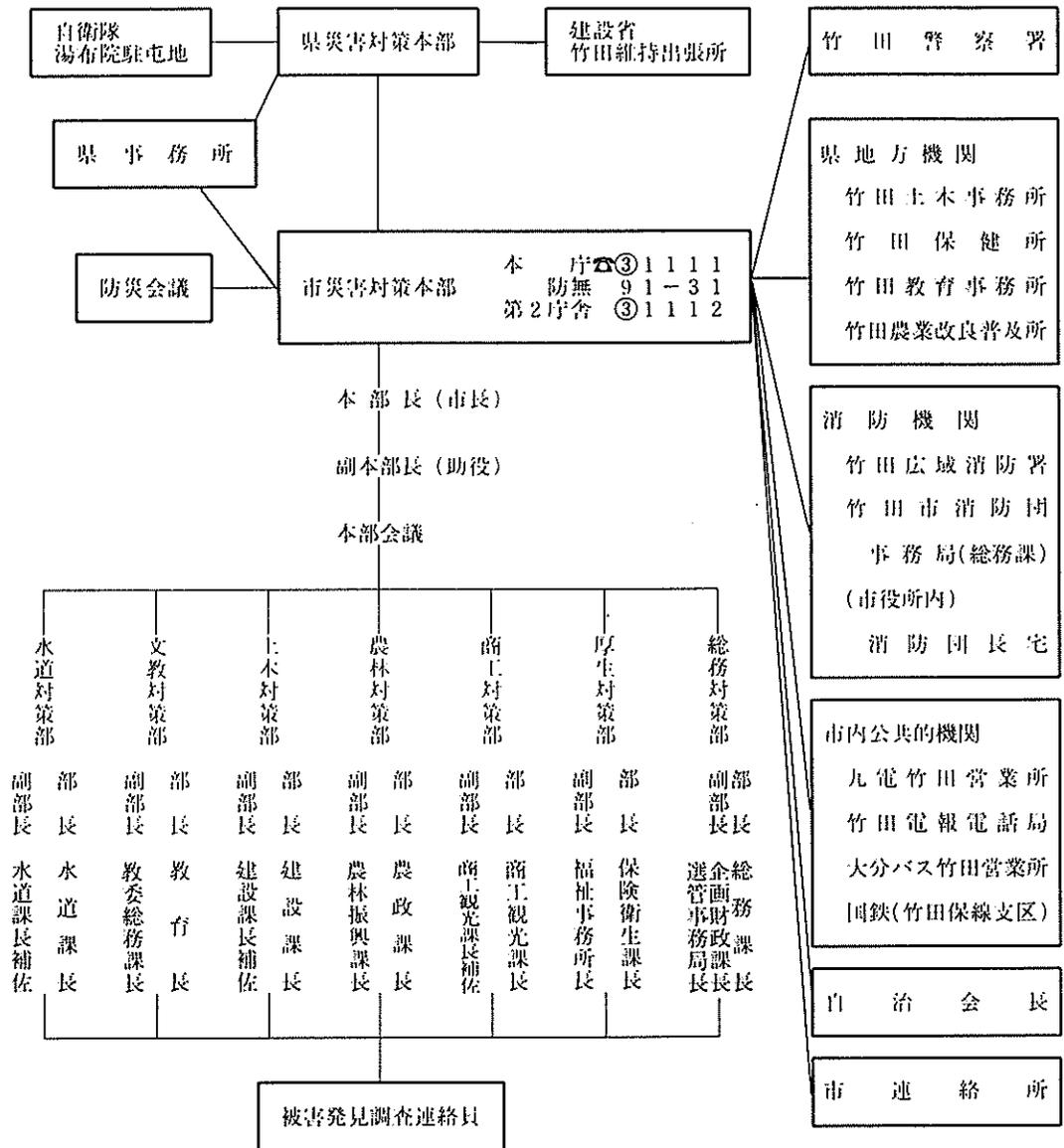
(3) 設置場所

災害対策本部は、竹田市役所総務課内におく。



被害範囲の調査

2. 組織及び連絡通信系統図



第2節 各対策部の対応

尊い人命を喪失する等大きな被害をもたらした梅雨前線豪雨に各対策部は、次のとおり対応した。

1. 総務対策部

- 7月24日、午前9時00分、県竹田土木事務所の稲葉川の水位計が3.6メートルの警戒水位を超えた旨の通報を受ける。

市は、これを受けてただちに竹田市災害対策本部（本部長、竹田市長）を設置し、消防団等関係機関とともに災害に対しての体制づくりを行った。

- 9時15分、水位計は、危険水位（4メートル）を越えて4.2メートルを超えた旨の通報あり。
- 9時30分、増水はさらに進み、床上、床下浸水などの被災報告が相次ぎ、消防団などが出動



竹田市災害対策本部

- 9時50分ごろ、玉来地区東の光明寺横の杉山（樹令30年生）が高さ30メートル幅20メートルにわたり岩膚から土砂が滑り落ち2棟が全壊し、3人生理めの知らせあり、その後、1人は自力で脱出、1人を救出、残る1人は行方不明であるとの連絡を受ける。
- 10時35分、九州電力竹田変電所（山手）に濁流が流入しはじめたため送電をストップ
- 10時40分～11時18分、市対策本部は、床上、床下浸水等被災報告が相次ぐ中で、竹田・広域消防本部を通じ稲葉川流域の全世帯に避難命令を出した。（消防車及びサイレン塔からの放送）

同時に市内の福田寺、正覚寺、高流寺、英雄寺、西光寺等に被災者受け入れの要請を行う。

被災者から被害状況の電話が相次ぎ、そのたびに本部職員が現場に飛ぶ等、受電と対応策が混雑した。このため市内電話は一時パニック状態となって交信不能となる。

- 11時20分、福祉事務所長より日本赤十字社大分県支部に支援要請を行う旨の連絡あり。
- 12時00分、県は「大分県災害対策本部」を設置
- 12時42分、城原紙漉、森精一宅横で二次災害が発生し、高さ20メートル、幅35メートルにわたって山林、畑の土砂が住宅、倉庫等を壊し、地区民約30人が生理めになったとの通報あり、本部員数名現場へ急行
- 12時50分、救出者の河野節さんが必死の救出作業のかいもなく最初の犠牲者となった。

- 14時50分、志賀密張さんが死亡で、続いて本田肅士さん、森忠士さん、本田太さん、森スミ子さんが発見されるも死亡、救出者10人、死者6人という大惨事となった。
- 13時30分、大分県警察本部の機動隊員32人が竹田署に到着、直ちに、玉来、城原の現場に急行、救助活動を行う。午後9時30分まで警戒体制で竹田署で待機
- 15時すぎ、日本赤十字社大分県支部より救援物資とともに医師1人、看護婦3人、関係職員6人が到着、直ちに現場に急行し救助活動を行う。
- 16時23分、玉来東の現場で阿南憲治さんの長女、志枝ちゃん（南部幼稚園園児）救出されるも死亡
- 16時30分、建設業協会竹田支部3役（高山昇次郎、松井一生、友岡環）が来庁、市道の復旧工事（埋積土砂の排除について協議）を地区路線毎に業者が分担して25日から開始することに申し合せる。
- 17時00分、被災者の臨時避難施設（西光寺、福田寺、英雄寺、高流寺等）へ寝具や夕食の手配を行う。
- 17時40分、大分県消防防災課を通じて、陸上自衛隊湯布院駐屯地に救援派遣申請（防災無線中継局（県竹田事務所）が床上浸水で使用不能のため、電話にて行う。
- 18時00分、被害発見調査連絡員（市職員）に被害箇所の実態調査を早急に行い25日午前中までに報告するよう指示する。
- 21時20分、陸上自衛隊湯布院駐屯地より隊員86人、車両23台が大分回りで到着、直ちに、市庁舎応接室にて状況説明を行い復旧作業の打合せを行った。

その結果、25日、午前8時00分～17時00分までの作業日程を組んで幹部6人が深夜、下町、川向、城北町、豊岡小学校、竹田中学校の被災状況を見て回った。

雨は小康状態となる。



自衛隊との打合せ（24日午後10時）

- 22時50分、救援隊は長崎市の被害があまりにも大きく、死者、行方不明者が多数にのぼっているため、人命優先の立場から隊の命令により、作業日程を午前6時から9時までに変更して長崎に向うことを決定。

○ 7月25日、臨時避難所などで一夜を過した被災者は、それぞれの家に帰り、ドロに埋もれて散乱している家具などの整理にとりかかった。

道路には、使えなくなった畳や家具が出され、特に山手、東本町は迂回路となったために、自動車が渋滞する中での作業となった。

道路に出された不用物は、県建設業協会竹田支部の協力によって用意されたトラックに消防団員が積み込んで搬出、又土砂崩れなどの被災地では、昨夜からの警戒に引き続き消防団員や地元の方々さらには、建設業協会の重機によって復旧作業が行われた。

○ 午前6時00分、陸上自衛隊は、下町から府内町（病院に通ずる道路）の市道の土砂、瓦礫の搬出を9時まで行い、ただちに長崎へ向う。

○ 8時30分ごろから、下町、山手、城北町が搬送車（ダンプ）が不足して処理出来ないため配車をしよう電話が殺到した。民間業者より車の借り上げを行い搬出した。

なお、投棄に当っては投棄場所の指示が徹底されていなかったために、旧市営不燃物処理場の隣接地である民有地に捨てられたため、後日処理した。(処理費用 109万円)

・市長、被災者の御見舞に回る。

○ 10時00分、災害救助法の内容について、福祉事務所、総務課、企画財政課の事務担当者会議開催。

○ 13時00分、災害対策についての課長会を開催し、被災状況とこれまでの対策措置について協議を行う。続いて災害救助法の適用と、その内容について協議する。

・城原紙漉地区の被災者6人の葬儀については、紙漉4自治会（東、中、西、津留）合同で実施することに決定、市は葬儀費用の一部として応分の交付金を交付した。

○ 被災者全員を火葬するためには竹田の火葬場のみでは一度に処理できないため、隣接の三重町、阿蘇町に受け入れ要請を行う。なお、一体ごとの手数料は、次のとおりである。



三重町	1体	25,000円
阿蘇町	〃	14,000円
竹田	〃	4,000円

合同葬儀

○ 7月26日、正午、城原紙漉の被災者6人の合同葬儀が城原小学校講堂で厳粛に行われる。

- 7月27日、午前10時、市役所第一会議室にて、各地区自治会長会々長に被害状況と災害救助法の内容について説明会を開催する。

- ・土砂等の取除きがほぼ完了したので冠水地域のし尿汲取りを指示、下原のし尿処理場が冠水し、モーター等使用不能のため、大野西部し尿処理場に依頼し処理する。

- ・市議会常任委員会は、各分野に別れて被災地を視察する。

- 総務委員会……………城北、川向、下町、向町、府内町、山手、拝田原等

- 社会文教委員会……豊岡小学校、竹田中学校、飛田川グランド等

- 建設委員会……………市道稲荷谷線、桜瀬線、濁淵線、荒巻線等

- 産業経済委員会……松本、宮城、豊岡の耕地災害現場等

を視察し、午後4時から全員協議会開催。

この間、対策本部では、被害状況の収集と各地区からの瓦礫や土砂の搬出要請の配車に追われる。

- 7月28日、早朝、市4役会（市長、助役、収入役、教育長）会議を開催、被災住宅について、全壊住宅は、市の4役、浸水住宅等は、課長が分担して見舞金を持参し、被災住宅を訪問する。

- 7月29日、衆議院議員災害対策特別委員が集中豪雨による被災地視察に熊本市に到着した。県副知事桑原豊氏と市助役が写真等資料で被災状況の説明を行い激甚災害指定の陳情を行う。（注、大分、熊本、鹿児島の上三県は熊本県庁で実状説明）

- 8月3日、参議院議員災害対策特別委員が集中豪雨による被災地視察に熊本市に到着した。県出納長安藤木六氏と市助役が写真等資料で被災状況の説明を行い、激甚災害の指定を受けるよう陳情する。

- 8月3日、農林水産省、林野庁事務官鶴田課長補佐、被災現場視察のため来竹。

- 8月4日、自由民主党参議院議員災害対策特別委員長小沢一郎氏が被災現場視察のため来竹、激甚災害指定等を陳情する。（写真右）別紙陳情書

- 8月9日、午前10時から竹田市議会第1回臨時会を開催し災害予算案を可決、又激甚災害の指定と国の救済措置等を要望する決議を行う。

- 8月11日、大分県知事へ陳情（別紙陳情書）

- 10月12日、部内反省会を開催

- 10月20日、防災会議を開催



陳 情

7月梅雨前線豪雨による救援措置に対する陳情

陳 情 書 (写)

竹 田 市

殿

目 次

1. 陳 情 書	1
2. 被 害 状 況	2
3. 応 急 対 策	3
4. 罹 災 地 域	7
5. 被 災 写 真	
① 河川の氾濫による浸水	8～13
② 農 地 災 害	14～16
③ 林 地 災 害	17～18
④ 市 道 災 害	19～20
⑤ 文教施設災害	21～22

陳 情 書

昭和57年7月23日長崎から南下した梅雨前線豪雨は、大野川上流域阿蘇から翌24日には竹田市の北部（宮城、城原、明治）地域に集中豪雨（雨量は竹田で1時間47耗）を齎らし住家の倒壊半壊、農用地・山林を荒し水路の決壊、道路の埋没等猛虎の爪跡を残し、市の中心地では降雨の中を午前10時頃から鉄砲水となって稲葉川を突き走った。蛇行した市街地で橋梁3ヶ所を流失、既存の橋は欄干を一米越す濁流で材木流失家屋が屋の棟のごときところを流れ、浸水家屋は増水開始後10分以内に床上2mに達し、筆舌に尽しがたい惨事で家財道具一切が一瞬にして流失しました。主たる被害は左記のとおりであります、被

災地として左記条項について善処方願い上げます。

被害状況（省略）

緊急応救対策要請事項

1. 激甚災害の指定と天災融資金制度の適用を願います。
2. 被災住宅地の除却整地についても助成の方策を講じ住宅の被害者については長期低利融資金制度を確立願いたい。
3. 崩壊寸前で危険に晒された地区も緊急査定の対象とし防災工事が施行される措置を願います。
4. 急傾斜地域に於ける事後防災工事を早急に実施して欲しい。
5. 農業施設復旧のため激甚災害の指定を願い高率補助の対象願います。
6. 被災地の山林について治山工事を早急に着工願います。
7. 罹災商工業者（中小企業）に対し政府系3公庫の特別融資枠を確保し既往の融資にかかる金利や返済方法などの条件緩和をして欲しい。

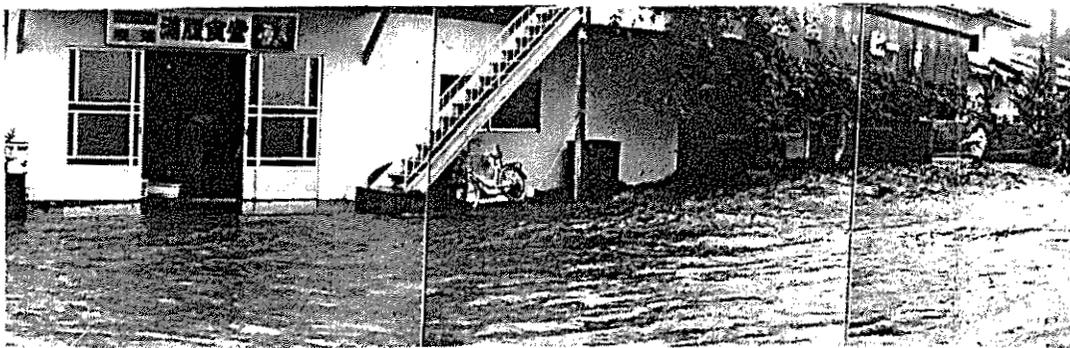
昭和57年 8 月 日

竹 田 市 長	後 藤 宗 昭
竹 田 市 議 会 議 長	佐 藤 正 治
竹 田 市 農 業 協 同 組 合 長	大 塚 悦 雄
竹 田 商 工 会 議 所 会 頭	加 藤 住 生

(1) 河川の氾濫による浸水



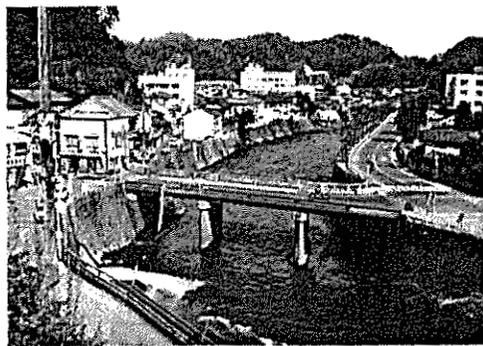
玉 来 川 の 濁 流



阿蔵地区の浸水



豊岡橋を越える濁流
(友永寛治氏提供)



平常時（8月3日撮影）



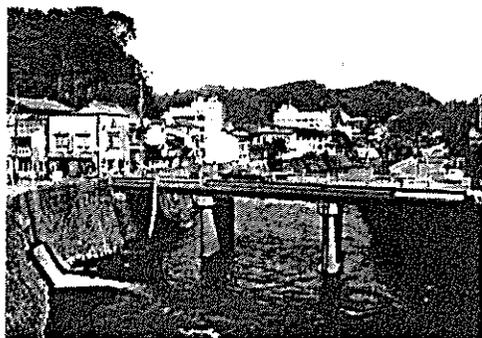
城北地区を襲った鉄砲水
(友永寛治氏提供)



平常時（8月3日撮影）



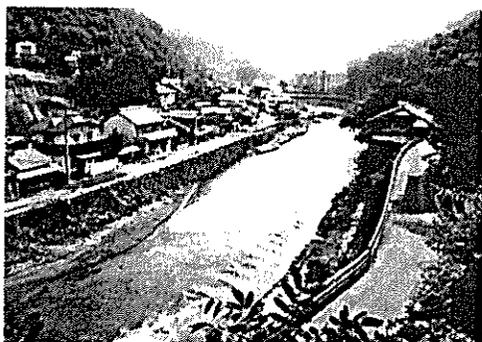
豊岡橋を越える濁流 (友永寛治氏提供)



平常時 (8月3日撮影)

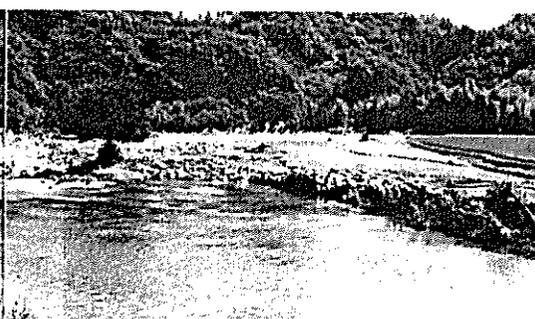
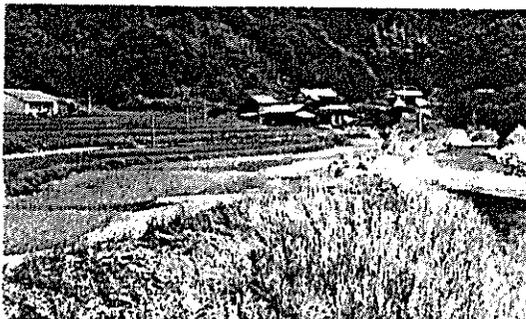


城北町の濁流 (友永寛治氏提供)



平常時 (8月3日撮影)

(2) 農 地 災 害



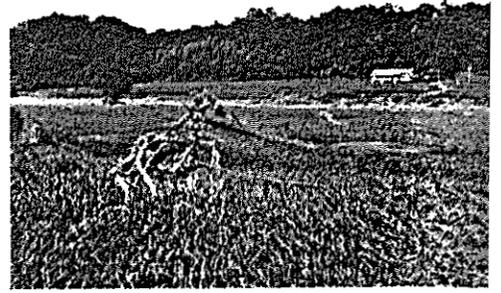
中島地区の玉来川氾濫



志土知の水田埋没 (5ヘクタール)

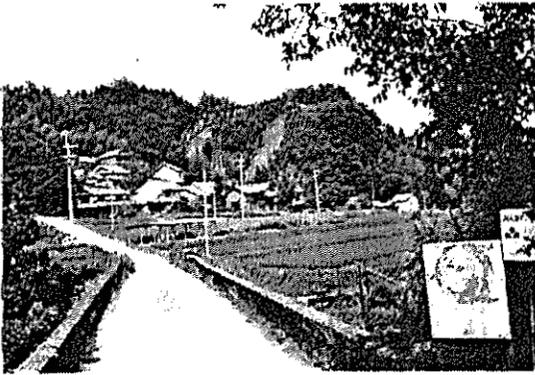


拜田原地区の水田浸蝕



中島地区の水田冠水

(3) 林 地 災 害



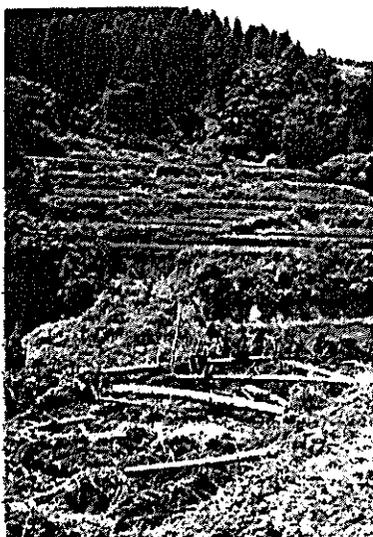
岩瀬地区の山林



川床の林地崩壊



志土知の水田埋没（5ヘクタール）



志土知の林地崩壊

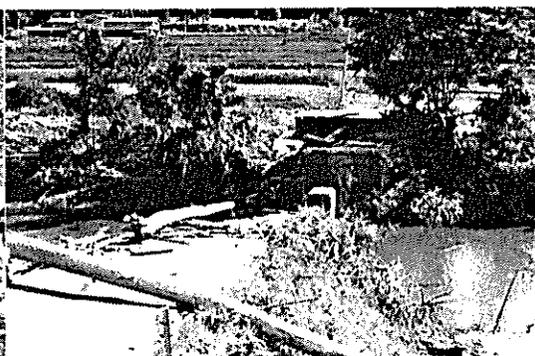


刈小野の林地崩壊

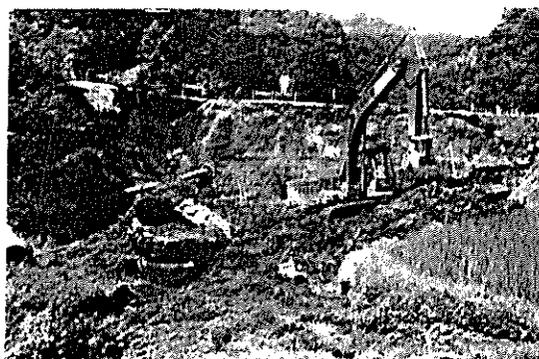
(4) 市 道 災 害



市道白丹線の決壊



市道荒巻橋の流失（稲葉川）



岡本農免道路の決壊



市道中央線の決壊

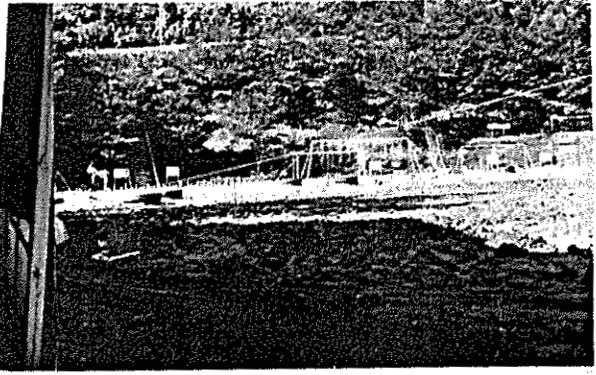
(5) 文教施設災害



市営グラウンドの浸蝕（相葉川）



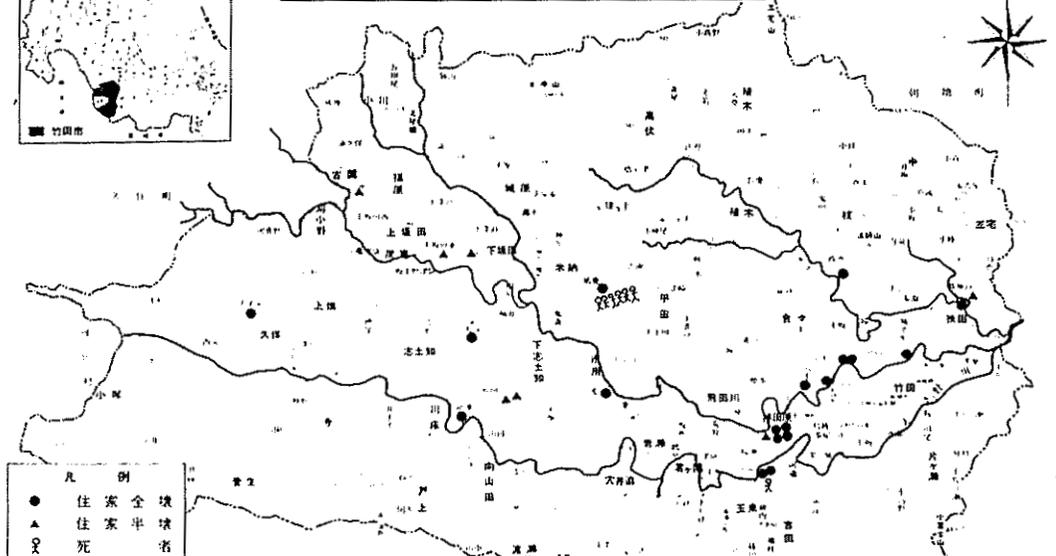
豊岡小学校講堂（床上浸水）



豊岡小学校校庭



昭和57年7月24日
梅雨前線豪雨による被害状況図



昭和57年10月

(災害対策について)

陳 情 書 (写) 竹 田 市

陳 情 書

去る7月24日竹田市を襲った梅雨前線集中豪雨の被災に際しましては県当局の迅速適切な措置によりまして、啞然としていた市民に活力を与えていただき、加えて激甚災の指定、天災融資金枠の確保、県単資金の融資等の実現ができましたことに対し衷心から御礼申し上げます。

お陰をもちまして、市民あげでの災害復旧作業も順調に進み、当時の面影は見られない程に復旧いたしておりますが、今なお降雨の時は当時の恐怖が蘇り心に暗い影を残しています。あれから2ヵ月半を経過し市民もようやく平常の生活に戻ってまいりましたので市では当時の災害状況並びに防災復旧等を反省するため竹田市防災会議を開催しましたが、この中で奇しくも大洪水は60年を周期（明治2年、大正12年、昭和57年）に又、台風等による洪水は10年周期（28年災、38年災、48年災）に來襲することもあり、次に掲げる事項について重ねて防災対策を実施願ひ住民福祉の向上に一段の御配慮を賜りたく陳情します

記

- 1 各河川の上流域（久住川の笹川、稲葉川の松尾）の見易い所（橋脚、その他）に水位計を設置願ひ降雨量と共に予報体制を整備願ひます。
- 2 河川の狭い箇所橋脚には増水時、流木並びに瓦礫がかかり溢水して冠水、浸水の原因となるので早急に改良して橋脚を取除いていただきたい。
(竹田橋、豊岡橋、常盤橋等)
- 3 護岸工事の早期完成を願ひます。（稲葉川の城北町、天神、田原飛田川、玉来川では阿蔵、拝田原、中島）
- 4 急傾斜がけ地崩壊防止工事の促進を願ひます。

- 5 林地崩壊防止工事枠の拡大を願います。
- 6 流水調整ダムの建設促進を願います。
- 7 河川上流域の農地開発と流水調整についての関連対策工法等の研究を願います。
- 8 土質調査並びに危険度のコンサルタントを行い、平時に於いても地割れ、亀裂箇所には防災工事が出来る制度化を願います。
- 9 住民の直接生命と財産を守るため宅地並びに住家の罹災についても助成金の交付又は低利長期融資制度の創設を願います。
- 10 大野川水系の洪水原因を究明し、抜本的な対策を講じていただきたい。

昭和57年10月20日

竹田市防災会議

代表 竹田市長 後藤宗昭

大分県知事平松守彦殿

<税務課>

- 7月26日 災害対策係長会議開催
(固定資産税、市、県民税、国民健康保険税の減免実施のための検討)
- 7月27日 被害家屋、土地の現地調査検討、準備
- 7月29日～8月12日の間 被害調査開始(資産係全員による合同調査)
- 7月31日 告示第43号で固定資産税第2期の納期延長を行う(8月20日迄)
- " 金融機関へ納期延長通知
- 8月1日 広報竹田(8月号)で減免申請申し出要領掲載
(減免件数、金額内訳)

固定資産税 158件 889,760円

市、県民税 53件 747,850円

健康保険税 44件 1,376,520円

軽自動車税 ※軽自動車流失によるプレート粉失について弁償金のみ免除、6件

2. 土木対策部

道路の欠壊、橋梁の流失、河川の氾濫、土石流による住家の崩壊等、生活基盤に密着した被害調査は、24日午後、小雨状態になってから建設課全職員で開始した。同時に県竹田土木事務所等関係機関と協議を行いながら、連日、深夜まで被害（見込み）箇所及び損害見込み額等の把握に努めた。

7月30日、建設課長等が出県して、県河川課長外関係機関に状況説明と、今後の復旧計画について協議を行う。

県は、国に対し、激甚災害指定を含めて強力な援助の上申と今後の応援体制の確約をされた。生活優先施設等については、直ちに緊急事業として査定前着工することについて了承を得た。

(1) 公共土木施設災害査定経過

復旧作業については、建設省、大蔵省査定にむけて目論見書及び設計書の調整作業を全職員、休日返上で深夜まで従事する。

11月5日、査定率87%で全箇所の査定を完了。

イ 第1次査定 昭和57年8月30日～9月3日（5班及び6班）

ロ 第2次査定 昭和57年10月11日～10月15日（7班及び8班）

ハ 第3次査定 昭和57年10月31日～11月5日（7班及び8班）

ニ 第4次査定 第3次に繰上げ

(2) 急傾斜地危険区域の指定及び防災工事等

急傾斜地内における土石流等で、人身及び財産に多大な被害を受けた。このため国、県等と直ちに協議、土木サイドでは、玉来拝田原地区、鏡地区、井手の上地区、山ノ神地区、橋本地区を指定し、早急に整備すべく取り組んでいる。

(3) かけ地近接危険住宅移転事業

この事業については、被災者に対しできるだけ国庫補助制度事業の内容を周知し、特に57年度及び58年度には、特別枠を申請する等の措置を行った。

57年度 8件（実施予定）

58年度 6件（申請中）を計画している。

3. 農林対策部

(1) 農林振興課

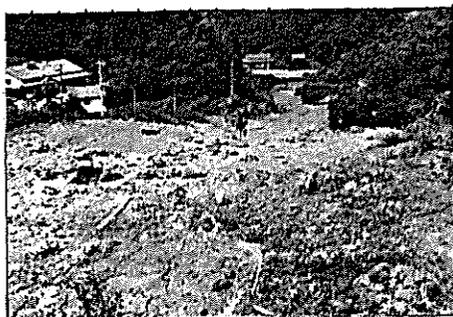
イ 農地施設関係

農地等の被害は数千件におよび暫定法による復旧事業は、改良区、県委託分を含めて1,173件、査定額1,055,854千円に達した。本課では災害復旧事業の中心となるべき技師2人が病気で長期休暇中と云うハンデを背負っていたが、各自治会長、県及び建設業協会、土地連等々各方面の助力を得て査定及び増嵩申請作業を乗り切ることができた。

その結果、補助率は、農地94.2%、施設98%の高率となった。

事業は、今後、57年度 478,000千円（繰越明許分 245,000千円を含む。）、58～59年度分で 383,205千円の事業執行に取り組むことになる。

- 7月25日～8月14日 現地調査
- 7月27日 産経委員現地調査
- 7月28日～8月9日 応急本工事分調査、設計、工事
- 7月28日～8月6日 県職員来援（宇佐、臼杵外より6人）
- 7月28日～7月31日 建設業協会竹田支部より延35人の応援を得る。
- 8月10日～10月11日 測量設計を市職員で実施。
- 8月21日～8月24日 農政局の査定を受ける。
- 8月23日～12月10日 土地連外業者に測量、設計委託。
- 9月2日 市議会産経委員現地視察。
- 9月13日～9月22日 農政局の査定を受ける。
- 10月1日 飛田川地区復旧事業、県へ委託。
(30件、60,369千円)
- 10月2日 増嵩申請作業室第2庁舎に完成
- 10月5日～58年1月11日 増嵩申請作成作業
- 10月12日～10月21日 農政局の査定を受ける。
- 10月18日～12月25日 増嵩申請書作成に他課職員9人の応援を得る。
- 11月9日～11月15日 農政局の査定を受ける。



耕地災害

- 12月6日～12月16日 農政局の査定を受ける。
- 12月22日～ 実施設計
- 12月25日～ 入札、工事
- 58年1月12日～1月13日 増嵩申請農政局査定を受ける。
- 1月20日～ 実施設計委託

A 災害現地調査

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法」に該当するかどうかの調査で、当初電話等で申請のあったものについて調査したが件数が多いため、各自治会長に照会文を出し、自治会単位の調査に変更した。

めったに人も行かない奥地の水路、腰までつかった頭首工、確認のため命がけで入った水路、トンネル等困難な調査を6～8班（1班2人）に編成し、連日暗くなるまで行った。

B 臨時職員

災害調査、測量、増嵩申請作業に多数の臨時職員が投入された。

7月末日～8月、10人（男9、女1）9月、6人（男）、10月19人（男9、女10）11月、18人（男8、女10）12月、12人（男8、女4）1月、5人（男3、女2）

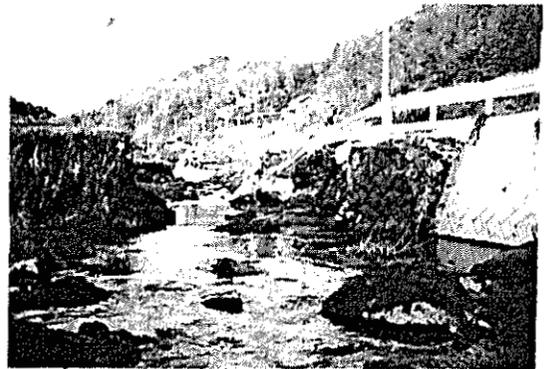
超過勤務も多く、災害復旧事業費の農地、施設で賃金総額 8,030千円、事業費の事務雑費、工事費を賃金のみでオーバーした。

C 応急本工事

仮設工事では、対応できない箇所については、要水期のため、直ちに復旧工事を実施した。

調査は、災害調査班の一部を応急分に回し、測量、設計は、主に応援の県技師があたった。

（12件、6,882千円）



頭首工災害

D 増嵩申請

農業災害の総被災者数、総被害額により、国庫補助率を算出する作業であるが、施設災害については、1件ごとに図示する必要から、改良区も含めた施設災害 514件について、関係者を呼出し、新設した作業室で字図の作成に取りかかった。

他課よりの応援職員と本課の事務職員がチーフになり、被害者と相談して作図、臨時職員がトレース、技師が検査した。

本来、この作業は、査定終了後12月に行うものであるが、件数が多いため10月に着手した。査定前に被災者、被災地の字図作成に取り組んだため、一部作業に混乱があった。

E 測量、設計

災害現地調査のメドがついた時点で測量、設計に取り組んだ。

本課技師7人の内長欠者2人、残り5人中経験者4人、技師1人に事務職員、臨時職員で4班を編成(1班4～5人)し、測量を開始。

5次にわたって実施された農政局査定に対応するため、技術者の超過勤務が続いた。費用も測量ぐい、査定ぐい、現場写真、設計用S・Kマットの3種のみで1,910千円を要した。

10月からは、増嵩申請のため、測量、設計を土地連を通じて一般業者9社に委託した。

F 応援体制

- 7月28日～8月1日4人、8月2日～8月6日6人の県技師が、県農政部長の指示により、宇佐、臼杵、大野から来援、応急本工事の測量、設計にあたった。
- 7月28日～7月31日、要請に応じて建設業協会竹田支部が作業員延35人を派遣、災害調査及び応急本工事の測量補助にあたった。
- 10月18日～12月25日、他課より計9人の応援を得て、主に増嵩申請事務に従事した。応援職員は、本課職員とともに各地区ごとの責任者として、増嵩申請作業の中心的役割を果たした。

ロ 林業関係

- 7月24日～8月末日 林地及び林道、作業道災害現地調査。
- 8月3日～8月4日 林野庁課長補佐、鶴田技官現地視察。

林業災害資金融資 7件 6人 1,000万円

(流失 260立方、埋没面積 1.2ヘクタール)

(2) 農政課

農作物の被害総額は 196,565千円に達し、本市の農業は、最悪の状態に直面した。特に主幹作物である米が、限度数量を15%も下回る 106,112俵の実績に止まった。

このため、市長をはじめ関係者は関係機関に災害陳情を繰り返し、水稻共済金 148,683千円が支払われる見込みとなった。

- 7月24日 農産物被害に対する防除対策の緊急会議。(防除特報配布)
- 7月25日 災害現地調査
- 7月26日 各自治会長、評価委員に災害調査書の提出を依頼する。
- 7月27日 市議会の産経委員と農政課職員で災害調査
- 7月30日 被害報告書を県竹田事務所に提出
- 7月31日 園芸施設の被害調査(埋没等によるもの。)
- 8月2日 災害状況の取りまとめ(各自治会長、評価委員の集計分)
- 8月3日～8月26日 災害調査表による被害調査(市内全域)
- 8月26日 災害後の農作物に対する病虫害の防除指導(広報車による。)
- 9月8日～9月11日 収穫皆無の調査(市内全域)
- 11月22日 市長、産経委員、評価委員による災害陳情(三重統計情報事務所、大分統計情報事務所、大分県農業共済組合連合会)
- 12月11日 市長、議長、副議長、評価会々長……災害陳情(大分県農業共済組合連合会)

イ 災害現地調査

市農協、県竹田農業改良普及所の応援を得て、8班編成で、市内全域にわたり調査を行った。

調査は、各所で道路の欠壊、埋没等により車の通行ができず徒歩の調査であった。各自治会長、評価委員の協力を得て、施設、一般農作物等の被害程度、面積、場所等詳細な把握が出来たことは、今後の災害対策を樹立することに役立った。

ロ 今後の指導

被害の大きかった城原、宮城、松本等全域で災害復旧対策を進めるとともに、昭和58年度の各作物の植え付けが出来る状態にすることが急務であることから他課及び農協、県、並びに生産組織等と緊密な連携を取り、より一層綿密な作目の選択と技術、営農指導に取り組むことが被災農家に明るい希望を与えるものと思われる。

(写)

昭和57年11月22日

殿

昭和57年産水、陸稲の被害に対する要請について

農業共済事業につきましては、平素より深いご理解とご指導を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、本年産水陸稲につきましては7月中旬より梅雨前線が活発となり、7月24日竹田市を中心に、降り始めから午前11時頃までの雨量が276mmに達するなど、記録的な集中豪雨にみまわれ流失、埋没、冠水等未曾有の被害を受けました。8月にはいり、日照不足による低温障害、及びイモチ病、ウンカが大発生、加えて出穂直後の8月27日の台風13号の直撃でもみずれによる不稔実粒が多く発生し大幅な減収の要因となりました。

以上の諸要因から農業経済に大きな打撃を受けている状況です。このようなことから、われわれ評価会といたしましても、災害状況をくまなく調査し、抜取調査、実測調査を基に評価会で充分検討の上、当初評価高を決定しました。

これを救済するには本制度しかなく、関係当局におかれましても、この事態を深刻に受けとめていただき、被害農家の救済のため当初評価高どおり決定していただき、共済金の早期支払ができるよう格段のご配慮をお願い申し上げます。

竹 田 市 長

後 藤 宗 昭

市議会産業経済委員長

河 野 一 二 三

産業経済委員

本 郷 信 義

”

阿 南 恒 男

”

広 瀬 達 男

”

三 田 井 清

竹田市損害評価会会長

副 田 益 利

損害評価会委員

渡 辺 武 重

〃	佐藤八郎
〃	和田重行
〃	原田守光
〃	後藤義光
〃	松村正光
〃	渡辺宗寿
〃	深田利男
〃	大塚直明
〃	樋口憲明
〃	小嶋幸雄
〃	甲斐一郎

57年7月24日集中豪雨による天災の被害
農林業者に対する経営資金（天災融資）

地区名	被害認定額	貸付額
豊岡	4,846千円	3,824千円
片ヶ瀬	758千円	454千円
松本	3,603千円	2,161千円
姫岳	2,314千円	1,388千円
菅生	6,865千円	4,177千円
城原	2,312千円	2,151千円
宮城	2,066千円	1,792千円
宮砥	1,508千円	904千円
合計	24,272千円	16,851千円

昭和57年産水稲損害通知書（第3回速報10月20日現在）

（一筆方式）

引 受 関 係		被 害 程 度	皆 無	10～9	9～7	7～5	5～3	不 能	計	3～0	無被害 地面積
戸 数	2,614戸	面 積	713 ^a	1,200 ^a	3,938 ^a	14,260 ^a	68,430 ^a	^a	88,541 ^A	47,845 ^{A'}	39,147 ^{A''}
面 積	175,533 ^a	換 算 係 数	0	0.05	0.2	0.4	0.6	0.35		0.85	増収率 102%
引 受 収 量	5,629,327 K	無被害地面積	^a	60 ^a	788 ^a	5,704 ^a	41,058 ^a	^a	47,610 ^B	40,668 ^{B'}	39,930 ^{B''}
単位当り共済金額	270円	支 払 共 済 金 見 込 額	C 2,842,166 (引受単収×A) - (基準単収×B) = 共済減収量×単位当共済金額 2,180,538 661,628 (178,639,560) 円								
共 済 金 額	1,519,918,290円	支 払 保 険 金 見 込 額	D C×付保割合、又は通常歩合保険金額-E (134,865,913) 円								
通常標準被害率	4.8%	支 払 再 保 険 金 見 込 額	E C-通常責任共済金額 (105,683,483) 円								
通常責任共済金額	72,956,077円	3 割 超 過 被 害 率	面 積	50.4%	減 収	11.8%	作況指数	73.0%			
付 保 割 合	40%										
通常歩合保険金額	29,182,430円										
総基準収穫量	8,040,439 K										
実行基準単収	458 K										
引 受 単 収	321 K										

災害の種類	発生月日	災害の発生地域	災 害 の 状 況
水 害	7月24日	市 全 域	集中豪雨による流失、冠水埋没による
風 害	8月27日	"	台風13号による靍ずれ、倒伏
病 害	9月20日	"	穂首イモチ、枝梗イモチの発生による
虫 害	9月30日	"	秋ウンカの発生による

作況指数

- ① 実行基準単収×B = 2,180,538 K
 ② " × B' = 1,862,594 K
 ③ " × B'' = 1,828,794 K
 ④ $\frac{①+②+③}{\text{総基準収穫量}} = 5,871,926\%$

昭和57年産陸稲損害通知書（第3回速報10月20日現在）

（一 筆 方 式）

引 受 関 係		被 害 程 度	皆 無	10～9	9～7	7～5	5～3	不 能	計	3～0	無被害 地面積
戸 数	118戸	面 積	^a 45	^a 153	^a 339	^a 774	^a 978	^a	A 2,289	A' 286	A* 23.4
面 積	2,809 ^a	換 算 係 数	0	0.05	0.2	0.4	0.6	0.35		0.85	増収率 100%
引 受 取 量	50,118K	無被害地面積	^a	^a 8	^a 68	^a 310	^a 587	^a	B 973	B' 243	B* 234
単 位 当 り 共 済 金 額	270円	支 払 共 済 金 見 込 額	C 40,973 (引受単収×A) - (基準単収×B) = 共済減収量×単位当共済金額								円 (4,363,470)
共 済 金 額	13,531,860円	支 払 保 険 金 見 込 額	D C×付保割合、又は通常歩合保険金額+E								円 (3,551,558)
通 常 標 準 被 害 額	10.0%	支 払 再 保 険 金 見 込 額	E C - 通常責任共済金額								円 (3,010,284)
通 常 責 任 共 済 金 額	1,353,186円	3 割 超 過 被 害 率	面 積	81.5%	減 収	32.2%	作 況 指 数	51.7%			
付 保 割 合	40%										
通 常 歩 合 保 険 金 額	541,274円										
総 基 準 取 穫 量	71,586K										
実 行 基 準 単 収	255K										
引 受 単 収	179K										

災害の種類	発生日	災害の発生地域	災 害 の 状 況
水 害	7月24日	市 全 域	集中豪雨による表土の流失と肥料の消失
病 害	8月 5日～	"	低温、日照不足によりイモチ病の発生
虫 害	9月 5日～	"	ウンカの発生

作況指数

$$\begin{aligned} \textcircled{1} & \text{実行基準単収} \times B = 24,812 K \\ \textcircled{2} & \text{ " } B' = 6,195 K \\ & \text{ " } B^* = 5,967 K \\ \textcircled{4} & \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}}{\text{総基準取穫計}} = \frac{36,976}{71,586} = 51.7\% \end{aligned}$$

(3) 農業委員会

災害が発生すると同時に、各農業委員に地区内の被害状況の調査を依頼
同時に職員も被害激基地区を中心に状況調査を行い、県に対して災害資金枠の獲得要
請を行った。

- 8月1日、各自治会長を通じて、農産物被害により経営資金を必要とする農業者で自
作地を手ばなす等、今後の農業経営に著しい支障を及ぼすことなしに資金を調達するこ
とが困難な経営者は、自作農維持資金（災害資金）の申込みを8月20日までにするよう
通知した。その結果、42件、45,150,000円の申込みがあった。
- 8月24日 県に要望額と借受者名簿の提出を行う。
- 10月15日 県より要望額どおり資金枠の決定通知を受ける。
- 10月16日 借入申込み者に対し、申請書の提出方を通知する。
- 10月22日 第16回竹田市農業委員会総会で貸付意見決定を行う。
- 11月18日 自作農維持資金貸付適格認定申請書を知事宛提出。
- 12月25日 申請者に貸付がなされた。

なお、災害等の後遺症として、資材費をはじめとする負債農家が生じたため、農業経営
再建資金の貸付を21件 105,000,000円を融資した。



志土知の水田埋没



松本・中島の水田冠水

4. 厚生対策部

(1) 福祉事務所

- 7月24日 午前11時20分、日本赤十字社大分県支部に医療救護班の派遣要請を行う。
- 午後3時すぎ、医療救護班（医師1人、看護婦3人、関係職員6人）災害対策本部に到着。直ちに被災現場に急行、救助にあたる。救護班と同時に被災者救援物資到着、配分基準表（別表1）に基づき職員が被災世帯に配分



日赤救護班

- 12時00分、災害救助法の適用指定を受ける。
- 7月25日 県福祉生活部長外2人来竹し、知事代理として犠牲者（死亡者）宅を弔問
- 7月26日 県からの救援物資を全被災者に配分する。（9班編成）各地から救援金品が到着し、その受け入れを開始。被災世帯の確認を自治会長立ち合いで行う。
- 7月30日 災害救助物資等配分に関する内規を制定（別紙）内規に基づき災害物資等配分委員会を設置、委員9人を委嘱する。助役が委員長となって、第1回災害物資等配分委員会を開催し義援金の配分方法等について諮る。
- 8月2日 災害物資等配分委員会の決定にもとづき、被災者に第1回義援金配付。



物質の配分

イ 死亡者	1人につき	
		30,000円（7名）
ロ 入院者	1人につき	
		20,000円（12名）
大分 中村病院	1人	
大分 健生病院	1人	
緒方郡立病院	4人	
竹田医師会病院	6人	

ハ 全壊、半壊家屋及び床上浸水等の被災世帯に対する配分は、現金については、災害救助法による寝具等の配分率（人員、被害程度）を準用することに決定。

A 全壊世帯	16世帯	B 半壊及び床上浸水	251世帯
1人世帯	13,000円	1人世帯	5,000円
2 "	17,000円	2 "	6,000円

3	＼	24,000円	3	＼	9,000円
4	＼	29,000円	4	＼	11,000円
5	＼	36,000円	5	＼	14,000円
			6	＼	16,000円
			7	＼	18,000円
			9	＼	21,000円

C 第1回義援金配分額 計 2,920,000円

- 8月4日 県及び一般救援物資（8月3日まで到着分）を各被災者へ配分（10班編成）。
- 8月10日 第1回災害援護資金貸付認定会議を開催
対象者 20人 金額 13,500,000円
- 8月11日 第2回災害救援物資等配分委員会開催

A 全壊世帯

B 半壊及び床上浸水世帯

1人世帯	42,000円	1人世帯	16,000円
2 〃	56,000円	2 〃	19,000円
3 〃	79,000円	3 〃	29,000円
4 〃	95,000円	4 〃	36,000円
5 〃		5 〃	46,000円
		6 〃	52,000円
		7 〃	59,000円
		8 〃	66,000円
		9 〃	69,000円

C 第2回義援金配分額 計 7,670,000円

D 白米1人につき、5kg、計 3,520kg

E 一般物資（日赤大分支部外分）を配分

- 8月12日 第2回災害救援物資等配分委員会の決定に基づき配分（10班編成）
同時に「災害弔慰金の支給に関する条例」に基づき死亡者に弔慰金を交付
世帯主 3,000,000円 4人 その他 1,500,000円 3人
- 8月11日 災害仮設住宅 3棟着工（玉来西1棟、城原紙漣1棟、岡本挾田1棟）
- 8月12日 災害仮設住宅 3棟竣工
- 9月1日 第2回災害援護資金貸付認定会議を開催
対象者 25人 金額 18,800,000円を決定

- 9月4日 日本赤十字社大分支部から災害救援物資到着
- 9月9日 第3回災害救援物資等配分委員会開催

A 全壊世帯		B 半壊及び床上浸水世帯	
1人世帯	56,000円	1人世帯	19,000円
2 "	71,000円	2 "	26,000円
3 "	103,000円	3 "	39,000円
4 "	124,000円	4 "	47,000円
5 "	154,000円	5 "	60,000円
		6 "	68,000円
		7 "	76,000円
		8 "	84,000円
		9 "	92,000円

C 入院患者 1人につき 100,000円を見舞金として交付

D 救援物資配分目安

全壊	1人	4品	}程度
半壊	1人	3品	
床上浸水	1人	2品	

E その他、物資、葉書及び郵政書簡等

- 9月16日～17日 第3回災害救援物資等配分委員会の決定に基づき配付（5班編成）
- 10月4日 災害による死亡者及び負傷者に対して、県職員有志からの見舞金を県社会課長が各々訪問伝達
- 10月7日 第3回災害援護資金貸付認定会議開催 対象者 12人 貸付金額 7,260,000円を決定。
- 11月6日 第4回災害援護資金貸付認定会議開催 対象者 6人 金額 3,300,000円
- 11月15日 日赤大分支部からの災害義援金受領 第2回目 4,421,066円（小切手）
- 12月10日 第4回災害救援資金等配分委員会を開催

A 死亡者について（日赤希望）

1人 300,000円 7人

B 入院患者について 現在入院者 1人 100,000円 3人

退院者 " 50,000円 9人

C 全壊世帯について

1世帯あて 110,000円（一律）

D 半壊及び床上浸水世帯

半壊 1世帯につき 55,000円（一律）

床上浸水

1人世帯	10,000円
2 "	12,000円
3 "	18,000円
4 "	22,000円
5 "	28,000円
6 "	32,000円
7 "	36,000円
9 "	42,000円

E その他、住居以外で生活の根拠となる店舗等の被害者に一律20,000円見舞金を配分

- 12月21日～22日、第4回災害資金等配分委員会の決定に基づき、該当世帯に配付
その他、白米残分 100kgについては、全壊世帯に配付（17世帯）。

災害救助物資配布表

半壊・床上浸水世帯

竹 田 市

世帯人員	品 目	世帯数
単 男	靴下セット・バスタオル	14
身 女	下着セットB・タオル(2)	53
2 人	—————	63
3 人	—————	39
4 人	下着セットB・バスタオル	46
5 人	下着セットB・下着セット男・靴下・バスタオル	27
6 人	下着セットB(2)・下着セット男・靴下・スリッパ・タオル	9
7 人	下着セットA・下着セット男・タオルケット・スリッパ(2)・バスタオル	2
9 人	下着セットA(2)・下着セット男(2)・タオルケット・スリッパ(2)・バスタオル	1

254

全 壊 世 帯

1 人	カッターシャツ(2)・下着セット男(2)・靴下セット・スリッパ	1
2 人	布団・バスタオル(2)	9
3 人	布団・下着セットB・下着セット男・タオルケット・靴下・スリッパ(2)	2
4 人	布団(2)・下着セットA・スリッパ	3
5 人	布団(2)・下着セットB(2)・下着セット男(2)・タオルケット・スリッパ(2)	1

16

梅雨前線集中豪雨（昭和57年7月24日）義援金配分表

単位：千円

区分	回数 項目	1 回 8月2日			2 回 8月12日			3 回 9月16・17日			4 回 12月21・22日			
		単価	人員	支払金額	単価	人員	支払金額	単価	人員	支払金額	単 価	人 員	支払金額	
死 亡 者		30	7	210							300	7	2,100	
入 院 患 者		20	12	240				100	12	1,200	入院者 退院者	100 50	2 10	200 500
全壊・流出	世帯 1人	13	軒 1	13	42	軒 1	42	56	軒 1	56	110	軒 1	110	
"	2人	17	8	136	56	9	504	71	9	639	110	9	990	
"	3人	24	3	72	79	2	158	103	2	206	110	2	220	
"	4人	29	3	87	95	3	285	124	3	372	110	3	330	
"	5人	36	1	36	118	1	118	154	1	154	110	1	110	
小 計			16	344		16	1,107		16	1,427		16	1,760	
床 上 浸 水	1人	5	71	355	16	71	1,136	19	71	1,349	半壊	55 10	2 69	110 690
"	2人	6	59	354	19	58	1,102	26	58	1,508	半壊	55 12	6 52	330 624
"	3人	9	38	342	29	36	1,044	39	36	1,404	半壊	55 18	1 35	55 630
"	4人	11	42	462	36	41	1,476	47	41	1,927		22	40	880
"	5人	14	24	336	46	25	1,150	60	25	1,500	半壊	55 28	1 25	55 700
"	6人	16	10	160	52	9	468	68	9	612	32	9	288	
"	7人	18	2	36	59	2	118	76	2	152	36	2	72	
"	8人	20	-	-	66	-	-	84	-	-	-	-	-	
"	9人	21	1	21	69	1	69	92	1	92	42	1	42	
小 計			247	2,066		243	6,563		243	8,544		半壊10 233	550 3,926	
合 計			263	2,860		259	7,670		259	11,171		259	9,036	

災害救助法以外の被災者 1,000
合 計 10,036

救援物資配分基準（1世帯につき）

区分	被害程度	交付基準
救援物資	全焼 全壊 流出	毛布…人員数 タオル…人員数 赤十字奉仕団見舞品（男女下着上・下）…1組 支部見舞品（世帯主の性別により下着上・下）…1組 日用品セット…3組 ただし、1人家族構成…1組 3人家族構成以上…3組 2人家族構成…2組 作業衣…1組（M、L、LL）
	半焼 半壊	タオル…人員数 奉仕団見舞品（男女下着上・下）…1組 支部見舞品（世帯主の性別により下着上・下）…1組 日用品セット…1組
	床上浸水	タオル…人員数 日用品セット…1組 災害の状況により適宜交付する

備考 支部見舞品につき { 夏物7月～9月 冬物12月～3月
合物4月～6月、10月～11月

二 災害被災者救援金品の募集

県内、県外の災害救援金の募集は日赤本社の指導によるか又は災害の状況に応じ広く救援金を募金することが適当であると認められた場合通常大分県、大分合同新聞社日赤県支部の三者共催で募集することとなるが、その際は地区長、分区長、奉仕団委員長に連絡、協力を要請することとなる。

災害救助物資配分基準表

半壊・半焼・床上浸水世帯

世帯人員	品名	毛布	バスタオル	タオル	タオルケット
1人			1	2	1
2人			2	3	2
3人			3	4	3
4人以上			4	5	3

全壊・全焼・流世帯

1人		1	2	1
2人以上		2	3	2

災害救助物資等配分に関する内規

(目的)

1. この内規は、竹田市民で災害にかかり、竹田市水災害罹災者に対する見舞金支給規則（昭和35年規則第7号）並びに災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和50年条例第10号）に規定する援護以外の義援物資等を配分する必要がある場合、その罹災者に対し、応急的、迅速にかつ公正に配分することを目的とする。

(対象)

2. 災害救助物資等を配分される者は、次に掲げる罹災者とし、被災程度に応じ配分する。

(1) 火災のため住家が全焼、半焼又はこれと同程度の被害を受けた世帯

(2) 洪水、地震、暴風雨等のため住家が全壊、半壊、流失又は床上浸水の被害を受けた世帯

(配分委員の委嘱)

3. 配分委員は災害の都度必要に応じ市長が委嘱する。

(委員会の招集)

4. 委嘱を受けた竹田市助役が委員長となり必要に応じ委員長が招集する。

附 則

この内規は昭和57年7月29日から適用する。

災 害 救 助 物 資 等 配 分 委 員 会

委 員 の 委 嘱

所 属	氏 名
助 役	熊 谷 恭 直
市議会社会文教委員長	山 口 敏 之
社会福祉協議会長	海 老 納 興 映
自治会連合会長	久 保 巖
市農協専務理事	吉 岡 栄 忠
商工会議所専務理事	後 藤 光
地域婦人会連合会長	坂 田 英 子
福祉事務所長	安 藤 光 雄
〃 次 長	今 井 文 人

災害援護資金の貸付けの手引き

趣 旨	自然災害により世帯主が負傷を負い、又は住居、家財等に相当程度の被害を受けた、所得が一定額未満の世帯についてその生活の立て直しに資するため市町村が災害援護資金の貸付けを行うものである。																														
対象となる者及び被害	①竹田市の住民であり、災害救助法による救助が行われた被災世帯の世帯主。 ②住居又は家財の被害で、被害額が3分の1以上である損害を受けた者(借家も含む)。 ③前年の所得にもとづく市町村課税標準所得が合算で、1人世帯で220万円、2人世帯260万円、3人世帯300万円、4人以上は1人増すごとに30万円を加えたもの。																														
貸付金の算定方法及び程度限度額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被害の種類及び程度</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①世帯主の1ヵ月以上の負傷</td> <td style="text-align: center;">60万円</td> </tr> <tr> <td>②家財等の損害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア. 家財の3分の1以上の損害</td> <td style="text-align: center;">60万円</td> </tr> <tr> <td>イ. 住居の半壊</td> <td style="text-align: center;">80万円</td> </tr> <tr> <td>ウ. 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td style="text-align: center;">120万円</td> </tr> <tr> <td>エ. 住居全体の滅失又は流失</td> <td style="text-align: center;">180万円</td> </tr> <tr> <td>③ ①と②が重複した場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア. ①と②のアが重複した場合</td> <td style="text-align: center;">120万円</td> </tr> <tr> <td>イ. ①と②のイが重複した場合</td> <td style="text-align: center;">140万円</td> </tr> <tr> <td>ウ. ①と②のウが重複した場合</td> <td style="text-align: center;">180万円</td> </tr> <tr> <td>④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別の事情がある場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア. ②のイの場合</td> <td style="text-align: center;">120万円</td> </tr> <tr> <td>イ. ②のウの場合</td> <td style="text-align: center;">180万円</td> </tr> <tr> <td>ウ. ②のイの場合</td> <td style="text-align: center;">180万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種類及び程度	限度額	①世帯主の1ヵ月以上の負傷	60万円	②家財等の損害		ア. 家財の3分の1以上の損害	60万円	イ. 住居の半壊	80万円	ウ. 住居の全壊(エの場合を除く)	120万円	エ. 住居全体の滅失又は流失	180万円	③ ①と②が重複した場合		ア. ①と②のアが重複した場合	120万円	イ. ①と②のイが重複した場合	140万円	ウ. ①と②のウが重複した場合	180万円	④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別の事情がある場合		ア. ②のイの場合	120万円	イ. ②のウの場合	180万円	ウ. ②のイの場合	180万円
被害の種類及び程度	限度額																														
①世帯主の1ヵ月以上の負傷	60万円																														
②家財等の損害																															
ア. 家財の3分の1以上の損害	60万円																														
イ. 住居の半壊	80万円																														
ウ. 住居の全壊(エの場合を除く)	120万円																														
エ. 住居全体の滅失又は流失	180万円																														
③ ①と②が重複した場合																															
ア. ①と②のアが重複した場合	120万円																														
イ. ①と②のイが重複した場合	140万円																														
ウ. ①と②のウが重複した場合	180万円																														
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別の事情がある場合																															
ア. ②のイの場合	120万円																														
イ. ②のウの場合	180万円																														
ウ. ②のイの場合	180万円																														
利 率	据置き期間は無利子、以後は3%																														
償還方法	元利均等償還を原則とし、年賦償還又は半年償還、併用又はいずれかの方法による。																														
据置期間及び償還期間	①10年償還 ただし据置期間がそのうち3年間ある。(3年据置 7年償還) ②下記の該当の者は据置期間がそのうち5年間ある。(5年据置 5年償還) a. 過去1年間に法第8条第1項の被害(上記算定方法の被害参照)(自然災害以外のこれに相当する被害を含む)を受けている者。 b. 今回の災害で世帯主が死亡又は地方税法第7条に規定する障害者となったとき。 c. 生活保護を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯。 d. 今回の災害で住居が全壊した場合。																														
申請期限	10月末日迄(被災の日の属する月の翌月1日から3ヵ月以内)																														
備 考	災害弔慰金 死亡 { 世帯主 300万円 その他の者 150万円																														

(2) 保険衛生課

- 7月24日、床上浸水等により臨時避難施設へ避難した市民に婦人会（5人）市職員（5人）の協力を得て夕食を配食した。

福田寺	190食	柚谷	20食
西光寺	10食	山手	50食
高流寺	30食	自衛隊	100食
一般、本部	100食		



炊き出し

- 7月25日、ドロに埋もれて散乱している家財の整理を行っている市民及び道路に運び出された畳や家具並びに濁流によって運ばれた流木、瓦礫の搬出を行っている消防団員等に配食

山手 50食 阿蔵 80食 消防、一般、本部 570食

- 午前9時30分、大分県防疫対策本部（本部長、環境保健部長）より、本部長外10人來竹。消毒、清潔方法等の指示を受け、被災地区の住民に自治会長を通じて周知



防疫班

イ 防疫班（4班各6人）を編成し、住宅を中心に第1回目の消毒を実施する。

ロ 消毒方法としては

A 乳剤とクレゾール石けん液を300倍に希釈し、床下、土間、便所、側溝等にジョロで散布

B 消毒機で油剤を室内に煙霧

（希釈係1人、ジョロ散布係3人、消毒機係2人）

ハ 消毒に使用した機器、薬剤等

消毒機器名	スウイング、フォグ	
使用薬剤名	クレゾール石けん液	321本（500cc）個人配付
		14缶（18ℓ）
	乳剤	45缶（18ℓ）
	油剤	80缶（18ℓ）

ニ 実施戸数 計 700戸

イ 2回実施戸数 400戸

ロ 3回目以降は、自治会の協力を得て保険衛生課で実施

ホ 使用車両及び人員等

使用車両 延 22台 人員 延 130人

広報 自治会長宛 1回、災害特集号1回

へ 消毒、清潔指示事項

◎便所

①くみとりを行った便槽は、クレゾール石けんで消毒して下さい。

②未くみとりの便槽の300ℓ位に対して500cc1本のクレゾール石けんを投入し、よくかくはんして下さい。

◎屋内

油剤で煙霧あるいは噴霧で消毒を行い、柱並びに床はクレゾール300倍液でふき、掃除をして下さい。

◎側溝（屋外）

乳剤400倍液にクレゾールを少し入れ、ジョロで散布して下さい。

◎食器類

清水で水洗を行い、熱湯消毒をし、キッチンハイター200倍液で殺菌消毒をして下さい。

なお、台所用洗剤（逆性石けん）等も有効です。

◎浄化槽

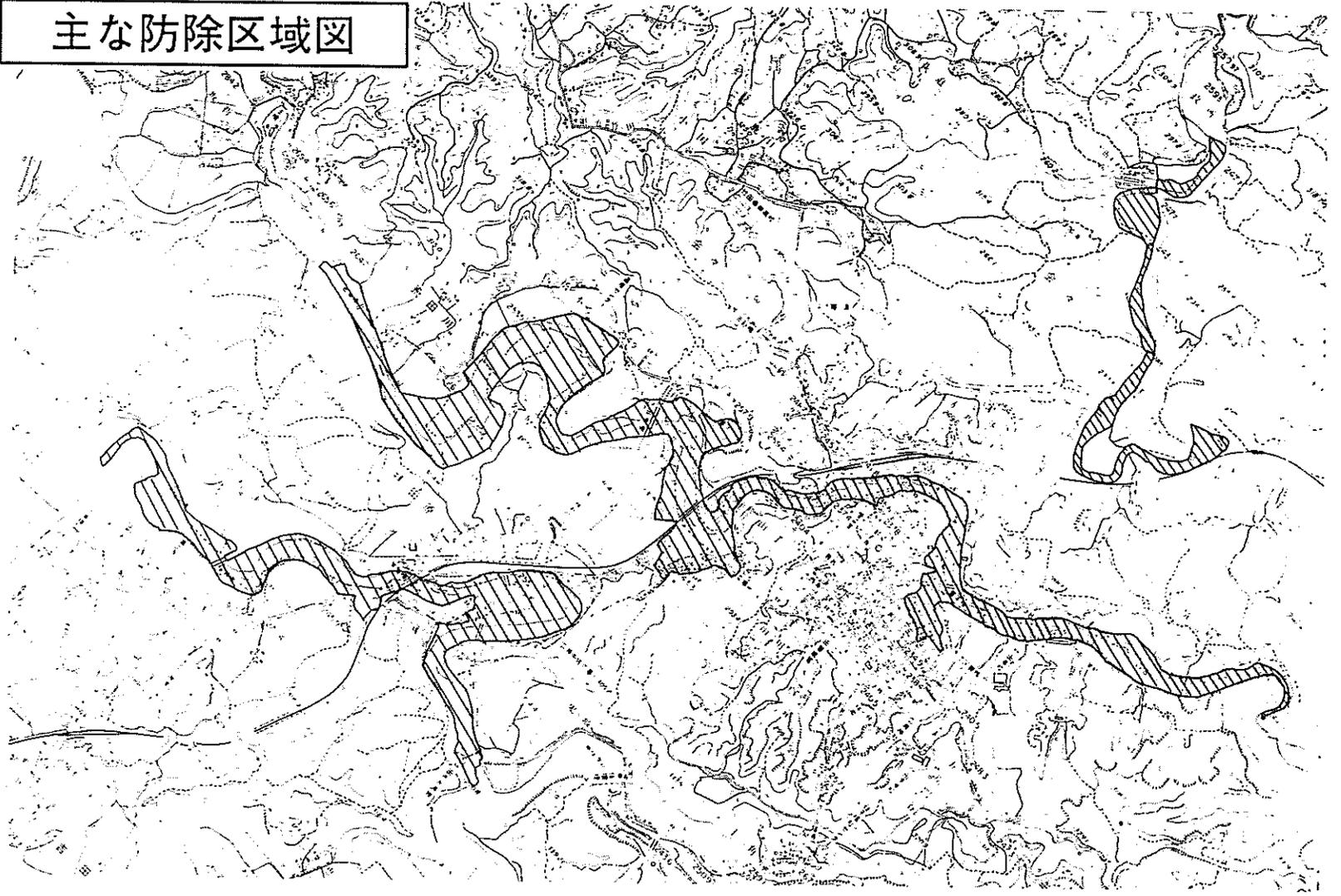
浄化槽については管工事組合（専門技術者）等に依頼し、保守点検を実施して下さい。

◎食品業者

特に食中毒の危険性があるので保健所衛生課の指導を受けて下さい。

なお、飲食店関係の方には後日食品衛生機動班が調理場等について立入指導を行います。

主な防除区域図



(3)母子健康センター

- 昭和57年7月24日、センター裏の中川神社、社務所より土砂が流入した。2次災害の恐れがあるので午前9時30分、竹田医師会病院へ入所者4人（内新生児2人）避難
 - 7月25日 午前8時10分、災害対策本部の避難命令解除により医師会病院より退院
- イ 事後処理
- 医師会病院に医療費 14,800円支払い
- ロ 中川神社社務所の欠壊地の補修
- 神社総代、阿南悟氏、宮司の野上文雄氏に依頼し、8月29日、氏子の手により補修完了

(4)竹田直入環境衛生組合

大野川の氾濫により衛生センター（し尿処理場）が冠水し、モーター、ポンプ各14台が使用不能となった。

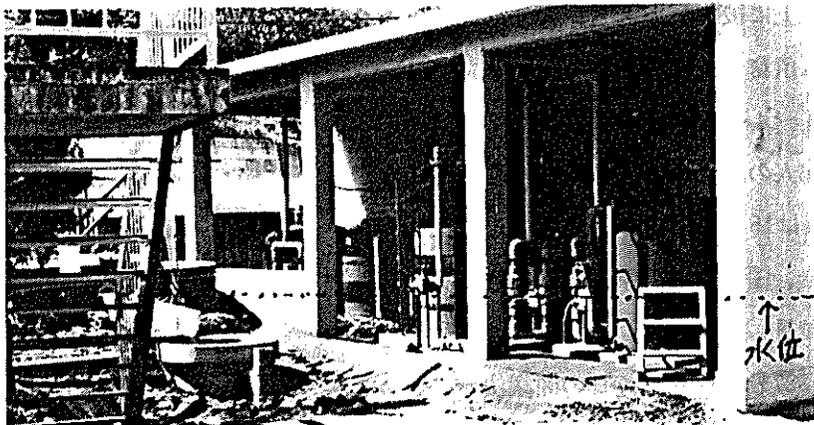
又、各水槽も泥に埋った。

- 7月25日 直ちに、復旧作業にとりかかった。

モーター類は、早期に切電してあったため被害も軽く若干の修理で稼動した。

その間、浸水家庭の汲取りは、竹田衛生社の車両を総動員させ、汲取り業務の指導にあたった。

汲取り尿は、使用不能のため大野郡清掃組合に受入を依頼し、ピストン輸送により急場をしのいだ。



冠水後のし尿処理場

5. 文教対策部

- 昭和57年7月25日、教育委員会職員で被害調査及び写真撮影
災害状況報告を県竹田教育事務所、県教育委員会理財課へ文書報告
同時に教育施設災害の中で、児童、生徒の教育に直接影響があるものについては、早急に復旧の必要があるので、指令前着工の申請を行う。
 - ・豊岡小学校の講堂については、復旧しても屋内運動場として使用できないため、庁内協議を行い、場所を変更して屋内運動場を新築することを決定この場合、再度の災害に備えて床を高くし2階式とする。建築面積 512平方mで、58年度（4月）着工で県教育委員会及び文部省の内示を得る。
- 9月9日 県教育委員会理財課長外2人災害現場視察
- 10月6日 文部省管理局施設部助成課義務制学校係長、田村幸男氏、九州財務局理財部主計第2課予算実施監査官、野村耕一氏、災害査定
査定の結果、岡本小学校擁壁一部破損、竹田小学校屋内運動場取付道路土砂崩れ、双城中学校排水路欠壊、埋没は、それぞれ災害としての文部省の補助対象と認められない旨通知有り。

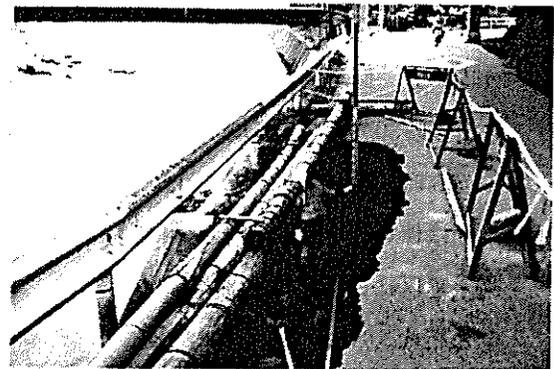
6. 商工対策部

- 7月25日 中小企業者の救済について、市災害対策本部及び県中小企業課と協議
 - 7月24日～28日、稲葉川及び市内主要河川沿いの浸水地域を中心に、商工観光課職員が3班に分かれて、商工鉅業者の被害実態を調査した。
予想以上に被害が大きく、大分県地域振興資金の融資率の緩和と既往の大分県振興資金の借入債務の条件変更を、県に陳情
 - 8月3～4日の2日間 竹田商工会議所内に被災中小企業者向けの特別相談所を設け被災者36人の融資や今後の経営相談に応じた。
(相談員は15人、県中小企業課、市商工観光課、竹田商工会議所、竹田税務署、県信用保証協会、国民金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、南九州税理士会竹田支部の職員)
- (1) 政令 227号及び8月17日の閣議決定によって、被災中小企業者に対する政府系金融機関から災害融資について、特別の措置がとられることになった。

- (2) 商工組合中央金庫、国民金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫の金融の特別措置については、年利を6.05%（特別被災者は年3%）に軽減し、貸付金の限度額を1企業 800万（企業団体は 2,400万円）までとした。
- (3) 商工観光課は、昭和57年7月28日～昭和58年1月31日の間、災害融資を希望する73中小企業から被害証明願いを受けた。
- (4) 竹田商工会議所では、国民金融公庫融資（48件、融資18,020万円）、環境衛生金融公庫融資（18件、融資額 4,109万円）、県単独融資の地域産業振興資金（4件、融資額 2,200万円）と小規模事業資金（3件、280万円）の受付をした。

7. 水道対策部

稲葉川の氾濫によって、給水区域内の配水施設の水道管 ϕ 30ミリ～ ϕ 100ミリ12カ所が流失、損傷等の被害を受けた。12カ所の内、8カ所については、被害規模が小さかったので市単独費用にて修理復旧した。残る4カ所については、災害復旧事業として行った。



水道管仮設工事

- 7月24日、午前9時30分、停電により尾戸牟礼水源池のポンプ停止
- 10時00分～10時30分、一本木三浦宅裏の畑崩壊により水道管2本切断、現地調査一部断水措置を行う。
 - ・稲葉川の氾濫により市道、屏風ヶ湖線の水道管3カ所切断
- 午前11時30分～12時00分、茶ノ辻の配水池の水位が60センチ下る。
 - ・断水広報を行う。断水13時30分～17時00分、時間給水17時00分～19時00分、途中、送電開始により、各施設開栓
- 13時00分～14時00分、玉来第1配水池、第2配水池の施設点検（閉栓）この間市民グラウンドの水道管破裂、屏風ヶ湖、三砂の調査
- 14時00分、玉来東、阿南憲治宅生理めの救助作業の土砂取除にポンプ使用のため消火栓開放
 - ・同時刻、停電解除によりポンプ稼動

- 15時10分、茶ノ辻配水池開放
- 14時30分～15時30分、玉米第1、第2配水池開放
- 16時00分～18時00分、屏風ヶ淵断水工事仮設2ヵ所
- 16時30分、市道、小学校通り線（竹小万里橋手前）水道管切断連絡、現地調査
- 17時30分～18時00分 専売公社現場確認
- 18時00分～18時30分 一本木断水箇所応急修理
- 19時00分～20時30分 専売公社前仕切弁確認、上角給水確認
- 23時00分、米納沢にて2戸断水連絡
- 7月25日 午前8時00分～11時00分、市道、濁淵川向線の水道管切断箇所の仮工事（夜間、20時15分以後断水）
- 午前8時30分～11時00分、市道小学校通り線（万里橋付近）水道管切断箇所仮工事（午後より仕切弁で調整断水解除）
- 21時30分、修理箇所水圧のため本管離脱、仕切弁で調整

- 午前8時30分～12時00分 市道、屏風ヶ淵線水道管切断箇所の仮設工事
- 午前6時00分～9時00分 自衛隊救援活動に伴い西光寺の消火栓開放

・断水地区には、ポリ容器により給水活動を行う。

(1) 川向、城北地区 61戸

午前中、水道課公用車	1回	25缶
本庁トラック	2回	40缶
午後 本庁トラック	2回	40缶

$$105 \times 18 \ell = 1,890 \ell \text{ 給水}$$

(2) 米納沢地区 午後 水道課公用車

$$1 \text{ 回 } 20 \text{ 缶} \times 18 \ell = 360 \ell$$



給 水

- 7月26日 午前8時30分～16時00分 市道小学校通り線水道管切断箇所仮設工事
 - ・専売公社内の消火栓取替工事
 - ・米納沢線漏水箇所修理
 - ・市道、濁淵川向線で民家清掃中石を本管の上に落し、切断したので復旧工事を行う。
- 水圧のため本管離脱修理
- ・米納沢地区にポリ容器にて給水（16時～18時）水道課公用車 2回 40缶×18ℓ＝

720 ℓ

- 玉来東、綿内送水管修理
- 7月27日 午前8時30分～12時00分 米納沢地区漏水修理。
- 13時00分～16時00分 市道、濁瀨川向線切断箇所仮設、本管離脱防止工事
- 7月28日 午前10時00分～17時00分、市道、屏風ヶ瀨線、建設課路面復旧工事のため水道管 ϕ 50GP埋設及び引込み管取付工事
- 三砂国鉄官舎引込管上げ工事
- 7月29日 午前中、市道屏風ヶ瀨線埋戻し作業点検
- 一本木、三浦宅引込み管修理
- 落雷による断水対策（尾戸牟礼水源池、玉来配水池、鹿口水源地落雷を受ける）
- 7月30日 落雷による各施設点検及び玉来配水池清掃
- 7月31日 東中、綿内送水管修理
- " 拝田原、土砂崩れ箇所応急工事
- 8月1日 県環境衛生課と災害箇所の仮設工事計画打合せ
- " 鹿口地区断水対策
- 8月2日 市道、濁瀨川向線水道管仮設工事
- " 市道、小学校通り線応急措置
- " 西光寺内消火栓修理



城北町の送水管仮設工事

第3節 消防機関の対応

1. 消防署

- 7月24日、午前9時前、濁淵川流域の七里地区において、住宅4戸が床上浸水の状態になった通報あり、職員が急行した時には、3世帯は避難、1世帯（老夫婦）は、職員が背負って救助
- 午前9時、竹田市災害対策本部が設置されたのに伴い、非番者を招集して全職員による警戒体制を取る。
- 午前9時すぎ、稲葉川の増水により、山手地区で床上浸水が始った通報あり、職員が急行した時には、ほとんどの世帯は避難を完了し、床上浸水の状態の中1世帯が2階に避難していた。

住家は、倒壊するような状態ではなかったので水が引くまで動かぬよう指示

- 9時50分ごろ、玉来地区東の光明寺横の杉山が高さ30メートル、巾20メートルが滑り落ち、住宅2棟が全壊し、3人生理めになった通報あり、直ちに救急隊及び工作車が出動、倒壊した家屋の下敷になっていた1人救出（1人自力脱出）

流出した土砂と倒壊した家材で救出は難航、近くの建設会社（松井組）より重機2台（ユンボ）を借り上げて作業を行い、16時32分救出するも死亡

増水が進む中、慶順町で1人（老人）が助けを求めているのでゴムボートにて無事救助。

- 10時50分ごろ、玉来地区拝田原にて土砂崩れ（高さ40メートル、巾20メートル）により5棟が全壊し、ガス漏れによる火災が発生した。

直ちに急行し、2次災害の恐れのあるなかで消火にあたった。

- 12時42分、城原井路に土砂が流入し、暗きよ部分を塞いだため土砂の排除をしていた地区民が2次災害による土砂流出によって、住宅1棟、非住家2棟が全壊、30数人が生理めとなった急報あり、直ちに救助隊が急行した。

救助にあたって、何人作業に従事し、何人生理めになっているのかまったく不明であった。作業開始と同時に地元自治会長に依頼し、一戸一戸確認してもらい16人が生理めになっていることを確認



ボートによる救出
(河野末喜氏提供)

16人は、土砂に押し流されて数カ所に散在し、土砂の中に全身、半身が生埋め状態又は、倒壊した家屋の下敷やはさまれた状態で救助を求めている。

救助活動は、3次災害の恐れの中、大量の泥の海と化した土砂にはばまれ難航、消防、警察の救助隊員は、土砂に埋まった要救助者については、スコップ、クワ等で掘削、取り除き、作業を行った。又、家屋の下敷になっていた要救助者については、チェーンソー、バール、ロープ等を活用し、解体を進めながら身体に損傷を与えないよう約4時間に及ぶ救出作業のすえ、16人全員を救出、収容した。

集中豪雨災害に於ける消防署の救急活動

昭和57年7月24日

出勤番号	車両名	場所	氏名	覚知	出勤	現着	現発	病収	病引	掃署	収容先
383	救 (4)	竹田市玉来東中	阿南路子	10:49	10:50	10:57	11:08	11:09	11:21	11:30	玉来工藤医院
384	広報車(1)	竹田市米納紙渡	渡辺征子	12:50	12:51	12:59	13:16	13:22	13:25	再び現場	竹田医師会病院
385	指令車	"	渡辺庄之助	12:50	12:51	12:59	13:22	13:28	13:31	"	"
386	救 (4)	"	高須忠士	12:50	12:51	12:59	13:36	13:42	13:50	"	"
387	救 (1)	"	後藤ヤス子	12:50	12:51	12:59	13:40	13:45	13:51	"	"
388	救 (3)	"	後藤新一	13:20	13:21	13:45	14:06	14:13	14:16	15:30	緒方整形外科
389	広報車	"	本田フミ子	13:25	13:25	13:31	13:42	13:48	13:50	再び現場	竹田医師会病院
390	救 (2)	"	本田爾士	13:41	13:42	14:15	14:42	14:49	14:49	14:52	緒方整形外科
391	救 (4)	"	森 忠士	13:50	13:50	13:58	14:11	14:18	14:22	再び現場	"
392	救 (1)	"	志賀密張	13:51	13:51	14:00	14:24	14:38	14:44	15:14	竹田医師会病院
393	救 (4)	"	森 スミ子	14:27	14:22	14:30	17:00	17:06	17:10	17:11	緒方整形外科
394	救 (2)	竹田市玉来工藤医院	阿南路子 No. 383	14:52	14:53	14:56	15:05	中継 15:48	15:50	16:36	ドライブインいこいで 大分消防署に(中村病院)
395	救 (1)	竹田市玉来東中	阿南志枝	16:22	16:23	16:31	16:36	16:38	16:41	16:45	竹田医師会病院

○救急隊以外で搬送された人員

日赤救急車	1台	搬送人員	1人(死亡)
民間軽トラック	4台	"	5人(死亡1、重1、中1、軽2)

2. 消防団

- 7月24日、午前9時、竹田市災害対策本部が設置されたので団本部3役（団長、副団長）は、対策本部に出動し、消防団に警戒体制を指令
- 9時30分ごろ、稲葉川の増水によって床上、床下浸水が始まったので機動分団、中央分団に出動要請
両分団はただちに山手、下町地区等の警戒に当たると共に2階や屋根等に避難している人の救助を行う。
- 9時50分ごろ、玉米地区東の光明寺の杉山が高さ30メートル、巾25メートルにわたって滑り落ち、住家2棟が全壊、3人生理めの連絡あり地元分団等出動
- 10時50分ごろ、玉米地区拌田原にて土砂（高さ40メートル、巾20メートル）崩れにより、住宅5棟全壊し、ガス漏れによる火災発生により地元分団等出動
- 12時45分ごろ、城原紙漉にて、城原水路に流入して暗きよ部分を寒いでいた土砂を排出していた地区民34人が2次災害による土砂崩れ（高さ20メートル、巾35メートル）で生理めになった通報あり、直ちに、機動分団、中央分団、東部分団、北部分団に出動要請を行う。
・その他、各地区において、住家の全半壊の知らせがあるたびに地元分団が出動
- 7月25日、午前7時、三田井団長以下全団員が復旧作業のため対策本部に集合した。市街地は、市民から市道に出された泥まみれの家財や畳、濁流によってもちこまれた流木、瓦礫を車に積んで搬出した。

各地区については、家屋被災地の土砂排除を行った。

7月24日～27日までの出動団員数

出動分団	延人員
本 部	8名
機動分団	101人
中央分団	185人
東部分団	183人
西部分団	213人
南部分団	227人
北部分団	175人
合 計	1,092人

(朝日新聞より転載)



第4節 市議会の対応

今回の災害は市政施行（29.3.31）以来の大災害であることから市議会も党派、会派を超え執行部の要請にこたえとともに、議会独自の活動を展開した。

- 7月24日、市長の要請に基づき、正、副議長は夕刻災害対策本部に出向き被害の状況の聴取と今後の日程などについて協議した。
- 7月25日、午後2時から緊急常任委員長会議を招集し、次のような協議と申し合せを行った。
 - 1. 市長から申し入れのあった応急復旧のための補正予算等（専決処分事項）の了解
イ 市税条例を改正して、7月の納期限を延期すること。
ロ 災害救助費及び緊急を要する応急復旧費などの補正予算の専決
 - 2. 広域消防組合、1市5町の議員ソフトボール大会の延期
 - 3. 県下11市議員ソフトボール大会の出場辞退
 - 4. 常任委員会研修日程の延期
 - 5. 各常任委員会の所管事項に係る災害現地調査の実施
- 7月26日、大字米納地区死亡者6人の合同葬（於城原小学校講堂）議長以下議員会葬
玉来地区死亡者（1人）葬儀会葬
 - ・ 正、副議長、災害に対する今後の対応について、執行部と協議
- 7月27日 各常任委員会の所管事項に係る災害視察（担当課長案内）議員全員協議会
 - ・ 専決処分事項の説明及び応急復旧について
 - ・ 災害に対する今後の対応及び実行運動について
- 7月28日 建設常任委員会の災害調査
- 7月29日 建設常任委員会（市長の出席を求め開催）
- 7月31日 正副議長、執行部との協議のため出務
- 8月3日 参議院災害調査団、熊本県庁に出張のため、議長、執行部とともに出向き陳情
- 8月4日 国会議員自民党災害対策本部副部長、小沢議員、随員1人、県部長4人、竹田市の災害視察のため来竹



全員協議会

執行部、正副議長、各常任委員長、自民党議員代表、災害復旧促進について陳情

○ 8月9日 臨時市議会招集

議会運営協議会（会期及び日程協議）

議員全員協議会（災害対策の経過について説明を求め、それに対する質疑及び意見あり）

本会議開催 市長の提案にかかるもの

- ・ 報告第7号、専決処分事項「竹田市税条例の一部を改正する条例」について（固定資産税第2期分の納期の延長）
- ・ 報告第8号、専決処分事項「昭和57年度竹田市一般会計補正予算（第2号）」について。（災害救助費、老人憩いの家の復旧、予防費、災害援護資金の貸付費の追加補正）
- ・ 議案第50号 昭和57年度竹田市一般会計補正予算（第3号）について（災害救助費、公共土木災害復旧費、文教施設災害復旧費、農業用施設災害復旧費、災害援護資金貸付の追加補正）
- ・ 議案第51号 昭和57年度、竹田市水道事業補正（第1号）について（消火栓復旧費の追加補正）

議員提案にかかるもの

- ・ 決議案第3号、昭和57年7月24日の集中豪雨による災害に対し、激甚災害の指定及び国の救済措置等を要望する決議

以上原案のとおり承認又は可決

○ 8月11日 知事外関係部局へ陳情、執行部及び議長外議員16人8月9日議決された決議案第3号を国県関係省庁部局に発送

○ 8月30日 市長及び正副議長上京の上、各関係省庁に陳情



知事への陳情

昭和57年 7月24日の集中豪雨による災害に対し、激甚
災害の指定及び国の救済措置等を要望する決議（写）

去る7月23日の長崎市に次いで翌24日竹田市の西北部を襲った梅雨前線による集中豪雨は、市街地を流れる1級河川稲葉川、玉来川の上流熊本県産山村で1時間雨量100ミリ、本市の市街地においても47ミリを観測、大小河川は見る間に増水はん濫各所に未曾有の大災害をもたらしました。

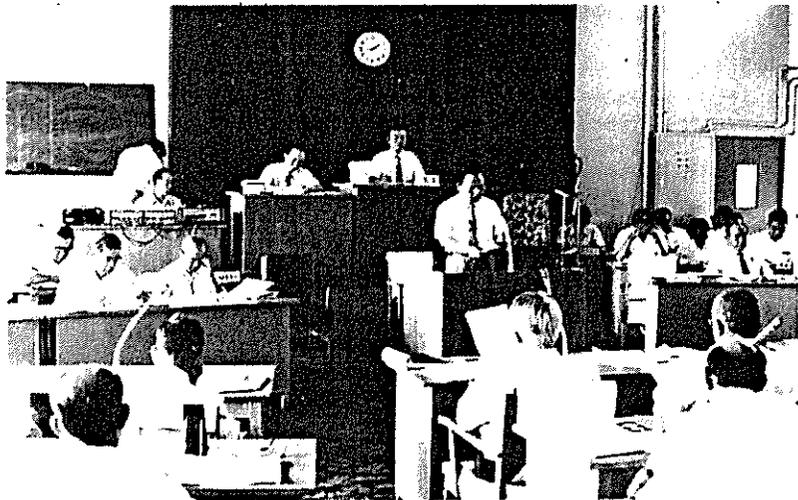
土砂崩壊による死者7名負傷者12名をはじめ、家屋の倒壊と浸水、道路網の寸断、水路農用地の欠壊、埋没、流失、堤防、護岸の欠壊、水道施設の破裂など被害の総額は日を追って増大し本市の財政規模50億をはるかに超えるに至っております。

罹災市民の経済的窮状は極めて深刻でこれに対する救済措置をはじめ、学校市民グラウンド、道路橋梁などの交通施設、かんがい用水路、農用地の外河川水道など生活に必要な施設の復旧は緊急を要しておりますが本市が準用再建団体としてその再建を終わった直後のことであり財政的に極めてきびしくこれが対応に困窮いたしております。

以上の事情御賢察の上、激甚災害の指定、天災融資制度の適用など各種の救済措置に善処下さるよう挙げて決議し要望します。

昭和57年 8月9日

竹 田 市 議 会



災害復旧費補正予算等を審議する臨時市議会

第5節 国・県等関係機関の対応

1. 建設省佐伯工事事務所竹田維持出張所

国道57号の平トンネル上部の土砂崩れに伴い関係機関と連絡を図り、36時間全面通行止めを行い、災害の復旧に努めた。

又、穴井迫地区及び拝田原地区において、土砂崩れにより一時通行止め、片側通行を行って復旧に努めた。

2. 県竹田土木事務所

河川、道路の危険箇所に対する土のうの積出し、及び交通不能箇所の応急施工並びに被害状況調査

3. 県竹田事務所

- (1) 24日は、早朝より稲葉川の異常な増水がみられたので、庁舎内川筋の居住職員に帰宅命令を発動するとともに、警戒体制をとりつつ、管内の被害状況の収集及び関係機関との連絡調整にあたった。

午前10時20分頃からは、庁舎の事務室が浸水しはじめたため、庁舎内の職員に対し、重要書類の片付け及び安全な場所に退避するよう周知した。

- (2) この間、県事務所総務課においては、防災行政無線電話及び有線電話が不通となり管内の災害情報の収集及び関係機関との連絡調整が不能となったため、竹田農業改良普及所において、情報収集及び連絡調整にあたりるとともに、11時00分竹田地区災害対策本部を設置し、本部活動を開始した。
- (3) なお、この段階においては、庁舎の被害状況が著しく、また、災害の現地調査をするための公用車等の被害も著しかったため、庁舎内の職員の安全の確認、重要書類重要物品等の確認、庁舎内の被害状況の点検及び庁舎機能の維持回復のための防災対策班の編成、防災無線電話の設置等の事項を重点的に処理することによって、災害対策本部が具体的に活動しうる体制を逐次整備した。
- (4) また、24日夜から25日朝にかけては、新たな災害の発生も予想されたため、夜間待機人員を交替で配置して、情報の収集及び被害の大きかった竹田市内の自衛隊の災害派遣に関する連絡調整等にあたりるとともに、災害の発生に備える体制をとった。
- (5) 25日からは、総務課において、管内の情報の収集及び関係機関との連絡調整をはか

るほか、振興課、林業課、耕地課の各課においては、所掌の管内の被害状況を現地調査等の方法により把握するとともに、災害関係事務の具体的な処理を行って、災害復旧のための活動を逐次進めた。

(6) 8月18日は、管内における災害関係事務が一応の終了を見たので、竹田地区災害対策本部を廃止した。



県事務所駐車場に流入した濁流（庁舎2階から写す）



土木事務所流入した濁流



土木事務所対岸の濁流

第6節 災害救助法の適用

社 第 4 6 3 号

昭和57年7月27日

竹 田 市 長 殿

大分県福祉生活部長

災害救助法の適用について（通知）

昭和57年7月24日12時00分、貴市に対し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたので通知します。

災害救助法の適用

1. 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

2. 救助の実施機関

同の責任において行われるものであるが、その実施については全面的に知事に委任されている。しかしながら、救助の実施に関しては特に迅速性を要求されるので、本県においては次の救助を市町村長に委任している。（市町村長に対する事務委任規則（昭和32年大分県規則第43号））

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) たき出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 学用品の給与 (5) 埋 葬 (6) 死体の搜索および処理
- (7) 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしているものの除去

3. 適 用 基 準

- (1) 市町村を単位とする。 (2) 原則として同一の原因による災害によるもの。
- (3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。

ア. 1号適用の適用の場合

住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。（災害救助法施行令第1条第1項第1号、以下同様の例による。）

（令別表第1）

市町村の 区域内の人口	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人 30,000人未満	30,000人 50,000人未満	50,000人 100,000人未満	100,000人 300,000人未満	300,000人以上	住家滅失世帯数	30世帯 40 " 50 " 60 " 80 " 100 " 150 "

イ. 2号適用

県下の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当該市町村の滅失世帯数が、上記別表第1の2分の1以上であること。（令第1条第1項第2号）

ウ. 3号前段適用

県下の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町村の被害世帯数が多数であること。（令第1条第1項第3号前段）

エ. 3号後段適用

災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の実情がある場合で、且つ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（令第1条第1項第3号後段）

オ. 4号適用

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（令第1条第1項第4号）（注）3号、4号の適用にあたっては、事前に厚生大臣に協議する。

カ. 小災害適用

災害救助に至らない災害であって次の基準に達したときは、救助法による救助と同一の救助を行う。

市町村の人口	15,000人未満	被害世帯数	10世帯
15,000人以上	～ 30,000人 "		17 "
30,000人 "	～ 50,000人 "		20 "
50,000人 "	～ 100,000人 "		26 "
100,000人 "			33 "

市町村別災害救助法等適用基準表

市 町 村 名	人 (50年10月1日同勢調査)	1号適用	2号適用	小災害適用
大 分 市	3 2 0 , 2 3 8	1 5 0	7 5	3 3
別 府 市	1 3 3 , 8 9 4	1 0 0	5 0	3 3
日 田 市	6 3 , 9 6 8	8 0	4 0	2 6
中 津 市	5 9 , 1 1 1	8 0	4 0	2 6
佐 伯 市	5 2 , 8 6 2	8 0	4 0	2 6
臼 杵 市	3 9 , 1 6 1	6 0	3 0	2 0
津 久 見 市	3 1 , 9 2 1	6 0	3 0	2 0
竹 田 市	2 4 , 2 0 3	5 0	2 5	1 7
豊 後 高 田 市	2 1 , 6 1 1	5 0	2 5	1 7
杵 築 市	2 2 , 3 0 6	5 0	2 5	1 7
宇 佐 市	5 0 , 6 7 7	8 0	4 0	2 6
(日出福祉事務所管内)				
国 見 町	7 , 8 2 5	4 0	2 0	1 0
姫 島 村	3 , 2 0 7	3 0	1 5	1 0
国 東 町	1 7 , 9 0 1	5 0	2 5	1 7
武 蔵 町	5 , 9 5 6	4 0	2 0	1 0
安 岐 町	1 0 , 8 9 7	4 0	2 0	1 0
日 出 町	2 0 , 3 2 7	5 0	2 5	1 7
山 香 町	1 1 , 2 6 9	4 0	2 0	1 0
(大分福祉事務所管内)				
野 津 原 町	6 , 6 0 2	4 0	2 0	1 0
挾 間 町	9 , 9 6 4	4 0	2 0	1 0
庄 内 町	1 1 , 6 5 8	4 0	2 0	1 0
湯 布 院 町	1 1 , 3 7 1	4 0	2 0	1 0
佐 賀 関 町	2 0 , 8 6 3	5 0	2 5	1 7
(佐伯福祉事務所管内)				
上 浦 町	3 , 8 9 5	3 0	1 5	1 0
弥 生 町	7 , 0 4 7	4 0	2 0	1 0
本 匠 村	2 , 9 1 2	3 0	1 5	1 0
宇 目 町	5 , 6 0 6	4 0	2 0	1 0
直 川 村	3 , 6 7 1	3 0	1 5	1 0
鶴 見 町	5 , 6 9 6	4 0	2 0	1 0

市 町 村 名	人 口 (50年10月1日国勢調査)	1号適用	2号適用	小災害適用
米 水 津 村	3,100	30	15	10
蒲 江 町	11,527	40	20	10
(三重福祉事務所管内)				
野 津 町	11,709	40	20	10
三 重 町	18,731	50	25	17
清 川 村	3,589	30	15	10
緒 方 町	9,504	40	20	10
朝 地 町	5,120	40	20	10
大 野 町	8,015	40	20	10
千 歳 村	2,976	30	15	10
犬 飼 町	5,574	40	20	10
茨 町	4,638	30	15	10
久 住 町	5,919	40	20	10
直 入 町	33,599	30	15	10
(日田福祉事務所管内)				
九 重 町	14,839	40	20	10
玖 珠 町	22,369	50	25	17
前 津 江 村	2,164	30	15	10
中 津 江 村	2,140	30	15	10
上 津 江 村	1,768	30	15	10
大 山 町	4,701	30	15	10
天 瀬 町	8,907	40	20	10
(宇佐福祉事務所管内)				
大 田 村	2,726	30	15	10
真 玉 町	4,935	30	15	10
香 々 地 町	4,981	30	15	10
三 光 村	5,502	40	20	10
本 耶 馬 溪 町	5,244	40	20	10
耶 馬 溪 町	7,338	40	20	10
山 国 町	4,975	30	15	10
院 内 町	6,809	40	20	10
安 心 院 町	10,291	40	20	10

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

厚生省 社会局施設課

救助の種類	対 象	昭和57年度 費用の限度額	期 間	備 考								
応急仮設住宅 の供与	住家が全壊、全焼 又は流失し、居住 する住家がない者 であって自らの資 力では住宅を得る ことができない者	1.規格 1戸当り平 均23.1㎡(7坪) を基準とする 2.限度額 1戸当り 914,000円以内	災害発生 の日から 20日以内 着工	1.基準面積は平均1 戸当り23.1㎡であ ればよい。また災 情に応じ市町村相 互間によって対象 数の融通ができる 2.供与期間 2年以内 3.県外からの輸送費 は別枠とする。								
避難所の設置	現に被害を受け、 又は被害を受ける おそれのある者を 収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当り 10,000円以内 (加算額) 冬期 別に定める額	災害発生 の日から 7日以内 〔但し厚生 大臣の承 認により 期間延長 あり〕	1.避難所設置費には 天幕借上仮設便所 設置費等一切の経 費を含むものとす る。 2.輸送費は別途計上								
炊き出し その他による 食品の給与	1.避難所に収容さ れた者 2.全半壊(焼)、流 失、床上浸水で 炊事できない者 3.床上浸水で自宅 において自炊不 可能な者	1.1人1日当り平均 680円以内 2.被災地から縁故先 (遠隔地)等に一時 避難する場合3日 分支給可(大人、 小人の差別なし)	災害発生 の日から 7日以内 〔但し厚生 大臣の承 認により 期間延長 あり〕	食品給与のための総 経費を延給食人員で 除した金額が限度額 以内であればよい。								
飲料水の供給	現に飲料水を得る ことができない者 (飲料水及び炊事 のための水である こと。)	当該地域における通 常の実費、容器	災害発生 の日から 7日以内 〔但し厚生 大臣の承 認により 期間延長 あり〕	輸送費、人件費は別 途計上								
被服・寝具 その他生活 必需品の給与 又は貸与	全半壊(焼)、流失、 床上浸水等により 生活上必要な被服 寝具、その他生活 必需品をそう失、 又はき損し、直ち に日常生活を営む ことが困難な者	1.夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生 の日をもって決定 する 2.下記金額の範囲内	災害発生 の日から 10日以内 〔但し厚生 大臣の承 認により 期間延長 あり〕	1.備蓄物資の価格は 年度当初の評価額 2.現物給付に限るこ と								
					区 分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すと に加算	
					全壊全焼 流 失	夏	12,800	16,300	23,700	28,200	35,600	5,100
						冬	20,700	26,600	36,800	43,100	54,500	7,300
					半壊半焼 床上浸水	夏	4,300	5,800	8,700	10,500	13,400	1,800
冬	6,700	8,900	12,600	15,000		18,900	2,400					

救助の種類	対 象	昭和57年度 費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3. 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 〔但し厚生大臣の承認により期間の延長あり〕	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失なった者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実績 2. 助産婦による場合は慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内 〔但し厚生大臣の承認により期間の延長あり〕	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から3日以内 〔但し厚生大臣の承認により期間の延長あり〕	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最小限度の部分一世帯当り 194,700円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上、支障のある小学校児童及び中学校生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当り 3,100円 中学校生徒 1人当り 3,400円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	1. 災害の際死亡した者 2. 実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人（12才以上） 97,000円以内 小人（12才未満） 77,600円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	昭和57年度 費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 〔但し厚生大臣の承認により期間延長あり〕	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理をする。	(洗浄、消毒) 1体当たり2,200円以内 (一時保存) { 既存建物 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,000円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1. 自力では除去することのできない者 2. 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合	1世帯当たり 61,200円以内	災害発生の日から10日以内 〔但し厚生大臣の承認により期間延長あり〕	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び人夫賃	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 11,300円以内 薬剤師 7,700円以内 保健婦助産婦 看護婦 6,700円以内 土木技術、建築 技術者10,800円以内 大工、左官、トビ職 11,000円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

第7節 激甚災害の指定

道路の欠壊、橋梁の流失、耕地の欠壊、埋没等大きな被害を受けた梅雨前線集中豪雨災害について、激甚災害の指定を受けた。

この指定により、公共土木施設、農地等の災害復旧工事等の負担金の軽減が図られるとともに、被災企業者の金融対策措置が取られることとなった。

○ 昭和57年8月20日 政令 227号

昭和57年7月10日から8月3日までの間の豪雨及び暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が公布された。

これによって、被災中小企業者に政府系金融機関からの被災融資について、特別措置がとられるようになった。

○ 昭和57年8月26日 通商産業省 告示第 332号

昭和57年7月10日から8月3日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を、激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律施行令の適用対象に指定され、中小企業金融対策がとられた。

昭和57年9月18日 政令第 248号

昭和57年7月10日から8月3日までの間の豪雨及び暴風雨について激甚災害の県指定を受ける。

指定都道府県

山形県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、三重県
京都府、大阪府、奈良県、長崎県、熊本県、大分県

○ 昭和57年9月18日 政令第 249号

昭和57年7月15日から8月3日までの間の豪雨及び暴風雨について、天災による被害農林魚業等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令指定を受け、経営資金の財政援助措置がとられた。

○ 昭和58年3月11日 農林水産省告示第 296号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第 403号）第14条第2項に基づき、昭和57年に発生した激甚災害に係る同条1項第1号の市町村の区域の指定を受ける。

農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法に関する法律（昭和25年法律第 169号）第3条第3項の地域と重複する地域

に指定される。

文部省

厚生省

昭和58年 3 月18日 農林水産省 告示第 1 号

運輸省

建設省

激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令 403号)第 1 条第 2 項の規定に基づき、昭和57年に発生した激甚災害に係る同条第 1 項の県及び市町村として告示される。

昭和57年 7 月 豪雨災害に伴う中小企業金融対策等について

激甚災害指定時の援助措置の内容

1 中小企業信用保険法の特例措置

(1) 付保限度額の特例

普通保険、無担保保険、特別小口保険に災害関係保証の別枠を設ける。(8,000万円)

(2) 保険てん補率の特例

普通保険のてん補率70%を80%へ引き上げる。

(3) 保険料率の特例

通常の保険料率の概ね 3 分の 2 に引き下げる。

2 設備近代化資金の償還期限の延長

2 年を超えない範囲で償還期間の延長を認める。

3 政府系三公庫の特別融資

(1) 融資限度額 8,000千円 (一 般)

24,000千円 (組 合)

(2) 金 利 年6.05% (一 般)

年3.0 % (特別被害者)

(3) 融 資 期 間 15～20年

(注) 特別被害者とは、事業用資産の 7 割以上又は事業収入の 1 割以上の被害を受けたもの。

＜激甚災害の指定が無い場合の貸付条件＞

	中小公庫	国金
融資限度額	50,000千円（直貸） 25,000千円（代貸）	18,000千円
金利	年 8.2%	年 8.2%
融資期間	10年以内	5年以内（運転） 7年以内（設備）

県 の 措 置 内 容

県単制度融資の活用

(1) 大分県地域産業振興資金

(融資条件等)

資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	返済方法	担保等
設備資金	中小企業者 3,500万円	7年以内	年 6.8 パーセント	年 0.71 パーセント	1年以内の据置期間後原則として毎月均等返済	連帯保証人 2人以上（組合にあっては役員全員） 物的担保 必要に応じ徴求する。
運転資金	組合 7,000万円	5年以内				

※ 57年度単年度枠 8 億円

(2) 大分県中小企業体質強化資金

(融資条件等)

融資の区分	資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	返済方法	担保等
地域産業対策 融資	設備 資金	2,500万円	7年以内	年 7.1 パーセント	年 0.71 パーセント	1年以内の据置期間後原則として毎月均等返済	連帯保証人 2人以上
	運転 資金	運転資金は 2,000万円	5年以内				

※ 57年度単年度枠 3 億円

2 金融機関への指導

金融機関に対し、復旧のための金融措置並びに既存の融資に係る貸付条件の改善等の措置に努めるよう指導する。

3 被災地域中小企業特別経営相談事業の実施

金融・経営・税務等に関する現地での相談事業を行う。

第 4 章 災害復旧の状況

1. 公共土木施設の災害復旧状況

11月5日に査定率87%で全箇所の査定を完了した。復旧については査定から発注しており、57年度で被害額の70%程度が復旧

	57年度復旧見込等		58年度以降等		備 考
	件	千円	件	千円	
道 路	179	399,859	44	31,623	
橋 梁	1	64,652	2	92,618	荒巻橋、荷稻橋、深瀬橋
準用河川	7	20,026	17	39,351	
計	187	484,537	63	163,592	

(工事費ベース)

2. 農地等災害復旧状況

12月6日、5次にわたる査定を完了し、次のとおり復旧される見込みである。

	農 地	施 設	計
S 57 年 度 復 旧 見 込	320件	330件	650件
	210,000千円	370,000千円	580,000千円
S 58 年 度 復 旧 見 込	200件	165件	365件
	125,000千円	180,000千円	305,000千円
S 59 年 度 復 旧 見 込		155件	155件
		170,000千円	170,000千円
計	520件	650件	1,170件
	335,000千円	720,000千円	1,055,000千円

3. 林地等災害復旧状況

林地等復旧状況は次のとおりである。

(1) 林地崩壊防止事業	4件	21,000千円
(2) 緊急治山事業	3件	42,800千円
(3) 県単治山事業	1件	3,000千円
(4) 林道災害復旧工事	2件	2,000千円

4. 文教施設等の災害復旧状況

昭和58年8月3日指令前着工の許可を得て、次のとおり災害復旧を実施した。

昭和57年度教育施設災害復旧工事実施一覧表

単位：円

工 事 名	設 計 額	入札月日	落札金額	請 負 業 者	完成月日	そ の 他
豊岡小学校 グラウンド埋没	1,590,000	57. 8.19	1,500,000	有限会社 川野組	57.8月末	58年度新築予定 512m ² 二階式
豊岡小学校 講堂復旧	8,310,000					
豊岡小学校 体育倉庫流失	750,000	57.12.28	730,000	有限会社 倉橋建設	58. 2.15	
豊岡小水泳 プール一部破損						
岡本小擁壁一部 破 損	780,000					災害に該当しないので、 58年度造成工事を予定し ているので、その際実施
明治小グラウンド 一部決壊	2,574,000	58. 2. 1	2,530,000	株式会社 日新土木	58. 3.20	
北部幼稚園 園舎一部破損	397,000	57. 8.19	320,000	有限会社 中央建設	57.8月末	
竹田中グラウンド 埋没	770,000	5 . 8.19	730,000	有限会社 和田建設	57.8月末	
竹田中テニス コート流失	2,800,000	"	2,750,000			
竹田小体育館 取付道路埋没	80,000	57.10.23	57,000	有限会社 川野組	57.10月末	災害に該当しない
双城中排水路 決壊、埋没	1,100,000	57.11.18	1,050,000	田 部 建 設	57.12.15	災害に該当しない
市営野球場埋没	17,861,000	57.12.28	17,500,000	株式会社 和光スポーツ	58. 3.15	
調理場裏決壊	1,518,000	58. 2. 1	1,500,000	株式会社 急配土木	58. 3.20	
市営玉来運動場 埋没	3,340,000	58. 1.24	3,300,000	久住建設有限会社	58. 3.10	
合 計	41,870,000		31,967,000			

豊岡小学校設備復旧の国庫負担対象工事費積算内訳書

単位：円

品目	購入の別 修理	頁数	単価	金額	備考
(音楽科)					
アコーディオン	購入	2	45,000	90,000	埋没使用不能
(家庭科)					
大鏡	購入	1	29,000	29,000	流失
電気掃除器	"	1	16,800	16,800	"
(体育科)					
記録用黒板	購入	1	21,800	21,800	流失
踏み切り板	"	4	6,950	27,800	"
踏み切り板距離調整器	"	4	10,800	43,200	"
マット(小)	"	5	11,800	59,000	埋没使用不能
マット(中)	"	5	16,200	81,000	"
マット(すもう)	"	1	21,800	21,800	"
平均台	"	4	27,300	109,200	流失
ライン引き	"	2	4,200	8,400	"
高とび用スタンド	"	2	17,400	34,800	"
ハードル	"	8	5,200	41,600	"
ポートボール台	"	2	11,800	23,600	"
石灰入	"	1	28,400	28,400	"
(共通科)					
放送設備一式	購入	1	124,000	124,000	埋没使用不能
(校具)					
脚立	購入	2	10,000	20,000	流失

第5章 災害の教訓

昭和57年7月24日 本市を襲った豪雨は、梅雨末期の展型的な集中豪雨であった。このため、7人の尊い人命を失い、住家の全半壊、道路網の寸断等有史以来の大惨事となり、市民生活に大きな影響を及ぼし多くの特徴と教訓を残した。

その特徴的なものとしては、九州西岸から突入した「湿舌」の先端が本市上空にあったこと、また、過去（大正12年7月、昭和28年6月）に起った二大水害が、いずれも台風によるものでなく、梅雨末期型の豪雨で、今回の集中豪雨と全く同一型であることである。

これまでの防災行政は、災害が発生したあとの災害復旧が主であったことを十分反省し、いかなる事態にも対応できる組織に強化し、大災害を想定しての災害予防対策を進めなければならない。

そのためには、市民の防災意識の啓発はもちろん、市民の自主的な防災組織を育成するなど、従来のあと追い行政をあらゆる角度から見直し、防災予防施設の充実と、災害発生時における応急対策の実効性を高めながら、防災体制の確立をはからなければならない。

1 大野水系の稲葉川、玉来川の氾濫を防ぐために

(1) 上流地域に雨量計を設置し、降雨記録の早期収集

(2) 各河川の上流に水位計を設置し、上流域の水位情報連絡体制の確立

(3) 大野川上流開発事業（畑地帯総合開発事業）等によって、排水路が整備されたため、雨水は一気に河川に流れ込み、これが増水の一因にもなっていること等から、これを調整するため多目的ダムの建設

2 がけ崩れや道路網の寸断で、被災現場の確認はもちろん唯一の情報網である電話回線がパニック状態となる等、一時通信不能となり情報収集に手間取ったため、通信連絡網の整備充実

3 市中心部を流れる稲葉川、玉来川の氾濫が今回は日中であったため、流域住民には幸い人身事故はなかったが、もしこれが夜間だったらと思うとゾットさせられる。そのため毎年7月24日を防災の日と定め、夜間の氾濫に備えた給合的な防災訓練の実施。

4 本市は、地形的に恵まれてないため、急傾斜の下に住家が多く、山崩れによる住家の全半壊が多発することから、専門家などの協力を得て、抜本的な地質調査を行うと共に、制度事業による防災工事の早期完成

- 5 2次災害を防ぐため、1次災害の処理にあたっては、人命救助等緊急を要する場合を除き安全が確認されるまで処理しないこと。
- 6 防災施設、設備等を完備するまでには、多額の費用と長い年月を要し、又財政問題や用地交渉等多くの問題を山積しているが、防災の重要性を認識し、関係機関の協力と市民の理解とにより、一つ一つ問題解決をはかっていくことに重点をおく。

付 録

1. 新聞の見出しから



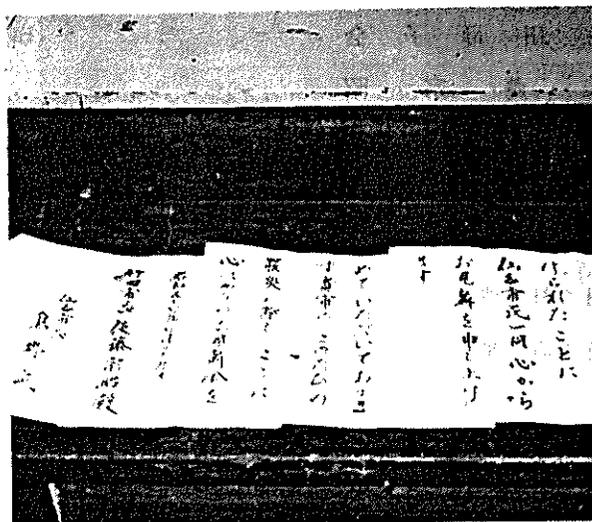
2. 被災見舞の主な団体

7月24日、集中豪雨災害について本市によせられた見舞等

イ. 見舞金の部

氏名・団体名

全国市議会議長会
九州 〃
大分市議会議長 三浦一男
竹田市議会議員共済会
新潟市議会
河野真由美
竹田ロータリークラブ会長 島村賢士 姉妹都市仙台市長の見舞状
日本生命竹田支部一同
大分市長 佐藤益美
金光教
日田市長 石松安次
竹田直入歯科医師会
ライオンズクラブ国際協会 337B地区2尺DDG 山崎誠一
柳川市長 乗富光義
大分菱光コンクリート工業株式会社 甲斐勇一
千歳村
柳川市消防団長 高田政市
東亜国内航空(株)
沢田章
津久見ライオンズクラブ
全国市有物件災害共済会理事長 大島靖
竹田市仏教会有志
仙台市
仙台市職員有志



旭商店 宮崎貞光
紫田幸子
竹田石油組合同
竹田母子会
後藤宗昭
竹田ライオンズクラブ
津久見ロータリークラブ
大分中央ロータリークラブ
日本社会党大分県本部
竹田直入地区労働組合評議会
井津野倉造
新日本婦人の会竹田支部
西本願寺派仏教婦人会総連盟
臼杵土地改良事業事務所
臼杵農業改良事務所 黒枝秀子
別府青年会議所理事長 岩屋建成
竹田商工会議所
大分県司法書士会会長 川野幡吉
臼杵市収入役
大阪クリップ製作所大分工場、工場長 佐藤茂
大分県
竹田市職員一同
大分市明野西町子供会
新潟市長 川上喜八郎
新潟市議会議長 大野久
三重町連合青年団団長 山口修一
菅道教
柳川市議会議員一同
宮崎真光
別府旅館ふじ乃
詫摩和生

佐藤末治・佐藤光治・佐藤定士

竹田市青少年ホーム友の会

千鳥旅館本店 岡部ヨシノ

宇佐郡連合青年団 河野正治

三重町社会福祉

杵築市農協婦人部

大分市職員互助会会長 後藤孔明

大野高校3回卒業生 安倍シゲ子外一同

紫田幸子

鶴崎ライオンズクラブ 姫野伴二

鶴崎臨海ライオンズクラブ 仲摩義光

ライオンズクラブ337複合地区ガバナー協議会 原田慈教

中野市

大分県立竹田高校生徒会

大分市立中島小学校PTAより

国際ロータリー第273地区ガバナー 杉村進

竹田市自治会連合会

若宮5丁目子供会

日本赤十字社大分県支部長 平松守彦

堀井

林マスイ

西本願寺大分教区

柳川市

自治会連合会

大分県共同募金会

春木川校区民協

ロ. 物資の部

団体名および氏名	住 所
大分県建設協会竹田支部	竹田市大字竹田町字慶順町
竹田時計組合御一同様	竹田市大字竹田町字田町通本田時計店
日本専売公社熊本地方局長 岡 田 清 市	熊本市千葉城町1の21
豊和相互銀行竹田支店	竹田市大字竹田町字本町
自由民主党大分県支部連合会幹事長 麻 植 敏 秀	大分市大手町1～3～15
N H K (日本放送協会)	大分市東春日町1の2大分放送会館
久住町町長 佐 藤 俊 明	直入郡久住町大字久住6164～3
高山総合工業 栗 村 俊 生	大分市南鶴崎二丁目6番12号
全国市有物件災害共営会理事長 大 島 靖	東京都千代田区平河町二丁目4-1 日本都市センター会館内
竹田直入校長会 木 部 長 則	直入郡直入町大字長湯8518番地 直入中学校長
首藤薬局 首 藤 則 男	竹田市大字竹田町字下本町
第一法規出版株式会社	東京都港区南青山2丁目1-17
コカコーラボトラーズ大分営業所	大分市大字畑中三反畑857-1
大分鉄道管理局営業部長 河 野 邦 憲	大分市要町1-1
西日本建設業保証株式会社大分支店	大分市荷揚町4番28号
梅林建設株式会社	
九 築 工 業 株 式 会 社	
小 羊 保 育 園	
深 田 衣 料 店	
ユ ー ホ K K	
資 生 堂 大 分 販 社	
坂 田 英 子	竹田市大字竹田鷹匠町
別 府 社 協	別府市千代町
田 所 文 子	下毛郡本耶馬溪
株式会社(ハマガミ商店)	東大阪市長栄寺1丁目26番地
友 岡 貞 子	三鷹市西野町2185
志 田 幸 盛	横浜市鶴見区佃野町38-1
見 奈 美 幸 子	東京都江戸川区南小岩7-38-27

亀山好子	千葉県東葛飾郡関宿町木間ヶ瀬3299-4
竹田郵便局	竹田市大字竹田
武田麻里	埼玉県所沢市山口182
武田直子	埼玉県所沢市山口1820
渡辺 恵	徳島県阿南市橋町
窪井勝子	栃木県塩谷郡氏家町蒲須坂575
早野信子	大阪市綾部1-2821-2
村上信晴	東京都八王子市めじろ台2-26-6
青座和枝	大分市賀来桑原
大分県日田組照蓮寺	
徳勝寺	
円成寺	
第一法規	
玉来遺族会	
大分県職白杵支部婦人部	旧白杵市大字白杵字洲崎72-1
鈴木 瞬	大分市平才2165-4桃園団地 S-6
竹田市農業協同組合(組合長理事)	大塚悦雄
山下行敏	大阪府豊中市東豊中4-6-8
並川澄江	群馬県安中市下秋間4463-6
須賀	広島県三原市西野町2771
平野すみ子	埼玉県川口市南町2-6-58
今井 茂	京都府長岡京市天神3-1-9
佐治敬三	(サントリーKK)大阪商工会議所副会頭 大阪市東区内本町橋詰町58-7
細貝照代	東京都足立区東和1-21-5
中村博子	東京都杉並区宮前3-29-9
奥村浩子	神戸市垂水区塩屋町3丁目25番2-402号
河野八重子	東京都太田区南久原2-22-23
住友発哺山寮 山本志づ子	長野県下高井郡山ノ内町字平隠7149-16
匿 名	新伊丹(郵便)消印
〃	宮崎住吉 〃 消印

匿	名	岡山	〃	消印
	〃	伊勢原	〃	消印
	〃	雷門	〃	消印
	〃	千葉大宮	〃	消印
	〃	町田成瀬	〃	消印
	〃	千種	〃	消印

団体名、氏名	住	所
日本赤十字社大分県支部	大分市千代町2丁目3番26号	
大分県共同募金会	大分市寿町2番3号	
福祉生活部社会課	大分市大手町3丁目1番1号	
大分県三重福祉事務所	大野郡三重町市場	
大分県三重福祉事務所所長 鶴原 定	大野郡三重町市場	
大分県福祉生活部社会課課長 池辺 一親	大分市大手町3丁目1-1	
大分県社会福祉協議会会長 立木 勝	大分市寿町2番3号	
大分県共同募金会	〃	〃



竹田市農協よりの救援米

○ 日 赤 関 係

住所・団体各	氏 名
東京都足立区竹塚3-11-16-507 不明	
埼玉県本庄市下野堂67-63	伊 藤 広 基
東京都調布市西つつじヶ丘4-23-12-209	内 藤 静 也
船橋市緑台2-3-3-308	高 橋 良 光
不明	山 内 武 夫
大田区田園調布2-10-26-107	原 田 浩 脩
岩手県宮古市中里団地母の会代表	芳 賀 正 子
山梨県中巨摩郡敷島町上条 150番地	小 林 宝 子
東京都品川区東中延2-9-16	野 村 昌 江
東京都千代田区西神田3-6-6スニーサ、ジャパン	柴 田 松 太 郎
〃 〃 杉並区下高井戸1-5-1	荒 川 武 彦
〃 〃 文京区水道2-5-24-101	筒 井 知 恵 子
岐阜市加納大黒町2丁目20番	古 田 兵 司
東京都北区西ヶ茶4-42-5	稲 葉 陽 子
豊島区南長崎4-13-35 国鉄アパート3106	金 井 実
新宿区西早稻田2-10-10	首 尾 木 啓 子
東京都中野弥生町4-34	座 間 喜 美
豊中市東豊中町4-6-8	山 下 行 敏
千葉県八日市場市1-7-1	大 久 保 隆 衛
渋谷区上原1-36-10	藤 本 一 郎
田無市芝久保4-17-14	片 岡 幸 子
神戸市垂水区塩屋町3丁目25番2-402号	奥 村 浩 子
船橋市大穴町233-16F 205	利 光 さ か え
大田区北千束1-36-15	長 沢 正 雄
中野区弥生町2-37-3	久 保 川
立川市羽衣町2-7-11	黒 川 恭 子
埼玉県蕨市中央2-14-26	柳 沢 静
東京都渋谷区本町1-4	猿 田 芳 江

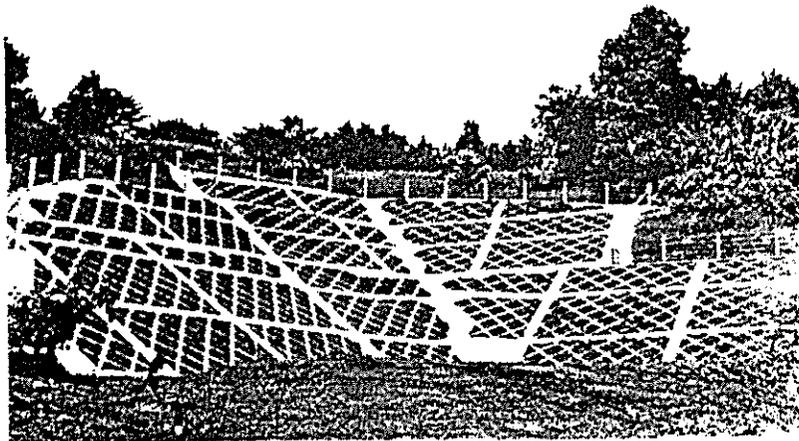
日野市旭ヶ丘1-8-7 B 402	山 本 孝 代
世田谷区成城町3-5-13	田 代 光 子
池尻3-27-36	辻 田 正 枝
品川区上大崎4-5-26-4-917	桑 江 絹 子
横浜市戸塚区秋葉町213-3	斉 藤 ハナエ
広島市紙屋町2-2-26	山 本 博 子
守山市横江町83	北 川 文 子
松戸市馬橋1606	佐 藤 章
東京都豊島区目白2-23-28	平 石 久 人
川口市末広3-4-19	加 藤 テル
東京都北新宿4-9-18-813	廣 本 寛 子
世田谷区池尻4-27-32-714	斉 藤 勇
東京都調布市深大寺町969	安 田 明 枝
津島市宇治町茶ノ里宗教法人	福 祐 寺
東京都世田谷区池尻3-25-8	草 野 英 子
世田谷区経堂2-12-20	二 宮 義 親
板橋区小茂根4-13-17	小 野 塚 啓 治
川崎市麻生区虹ヶ丘23-21-101	市 瀬 照 夫
志木市本町4-11-9	角 屋 和 子
呉市本通2-3-5	根 津 三喜雄
東京都港区西麻布3-8-24	林 啓 子
横浜市緑区たちばな台2-16-26	島 崎 末昌代子
埼玉県川口市芝3862	土 川 梅 乃
新宿区西早稲田3-16-3	門 田 京 子
東京都江戸川区西小岩1丁目18-14	石 塚 政 一 郎
文京区大塚6-3-2	鈴 木 政 雄
不明 62 個	
東京都文京区大塚第一銀座荘	今 道 千 代 子
不明	
世田谷区団賀1-10-28	池 田 淑 子

江東区北砂3-36-7	野 沢 正 三
豊島区千早町312-6	藪 聡 子
世田谷区奥沢1-54-10	小 山 て る
板橋区中台3-27 A 1012	福 田
豊島区西池袋5-24-12	菅 沼 千 代 子
〃 南長崎5-31-12	西 部 と み
新宿区本塩町7-8	鎌 田 華 子
八王子市めじろ台2-25-6	村 上 信 晴
青梅市新町90-3	志 村 和 利
横須賀市	
公郷町2-19-14	松 浦 ひ ろ 子
栃木県塩屋郡藤原川沼温泉22	吉 田 イ ネ 子
田無市北原町1-22-2	遠 藤 葉 子
横浜市磯子区馬場5-12	神 林 ト リ
姫路市大津区夫郡郵便局職員一同	
芦屋市岩園町8-7	鈴 木 泰 平
飯田市竜江	仲 村 善 一
千葉県佐倉市井野1627	文 孫 子 幸 一
東京都文京区	金 道 千 代 子
東京都世田ヶ谷区	吉 田 礼 子
津市高茶屋	西 田 和 子
不 明	
東京都世田ヶ谷区経堂2-12-20	二 宮 義 親
〃 大田区三愛ボランティアクラブひびきの会	
公郷町2-19-14	松 浦 ひ ろ 子
千葉大宮	
大分市南王子2-8	藤 沢 正 生
東京都大田区洗足	
広島県佐伯郡沖美町三吉浜	三 王 芳 美
東京都渋谷区広尾	

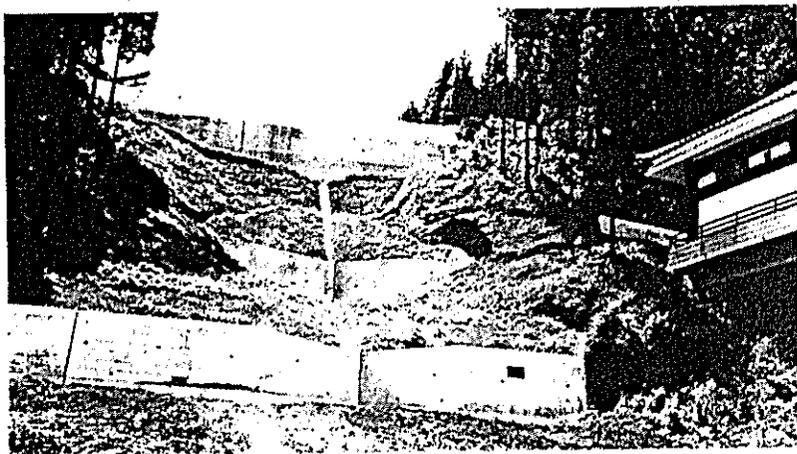
<p>〃 新宿区大久保3-10-1</p> <p>宮崎市</p> <p>東京都足立区足立新田保育園</p> <p>〃 渋谷区</p> <p>旭川市神居608</p> <p>東京都江戸川区南小岩7-38-25</p> <p>〃 品川区西中延3-12-12</p> <p>〃 葛飾区</p> <p>〃 足立区扇11-12-13</p> <p>水戸市元吉田町</p> <p>東京都文京区大塚3-1-1 女子アパート</p> <p>〃 北新宿1-16-27</p> <p>〃 品川区大井3-24-3</p> <p>〃 世田ヶ谷区上野宅3-30-23</p> <p>〃 文京区本駒区5-32-8</p> <p>葛飾区小藤</p> <p>旭川市5条4丁目右</p> <p>蒲田</p> <p>不明 50個</p> <p>大阪府昭和台町2-13-25</p> <p>東京都</p> <p>別府市野口中町16-3光電工</p> <p>川口市末広サンキョー(株)</p> <p>〃</p> <p>東京都渋谷区上原2-20-9-5</p> <p>〃 江東区東砂6-17-40</p> <p>川口市南町2-6-59</p> <p>大阪府南河内郡狹山町池尻461</p> <p>東京都江戸川区鹿骨町3309</p> <p>〃 新宿区岩戸町</p>	<p>金 木 敏 子</p> <p>串 本 米 子</p> <p>上 林 盛</p> <p>長 谷 川 美 智 子</p> <p>杉 山 重 行</p> <p>佐 藤 節 子</p> <p>早 川 恵 美 子</p> <p>及 川 キ ノ</p> <p>星 野</p> <p>服 部 君 枝</p> <p>柳 瀬 勝 江</p> <p>塚 原 春 子</p> <p>佐 藤 節 子</p> <p>伊 藤 友 江</p> <p>関 口 幸 子</p> <p>伊 藤 武</p> <p>加 藤 テ ル</p> <p>佐 藤 友 里 代</p> <p>堀 昭 雄</p> <p>平 野 す み 子</p> <p>内 尾 チ ト ノ</p> <p>松 井 葉 奈 子</p>
---	---

千代田区神田神保町 2-5
 川口市芝 3862
 豊島区高松 2-38
 東京都世田谷区瀬田 1-9-10 春木様方
 新南陽市福川上迫
 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-7-16
 " 大田区南处原 2-22-23
 "
 " 台東区蔵前 2-12-5
 " 港区南青山 5-12-50
 匿名希望
 東京都江戸川区鹿骨町
 " 北新宿 4-9-18-803
 北区豊島 8-2-5-2 三浦荘内
 東京都世田谷区上野宅 3-23-23
 " 文京区東駒込 6-32-8
 茨市中央 1-17-48 ベルハイツ 第1117号
 滋賀県守山市横江町 83
 東京都杉並区阿佐谷南 1-12-6
 秦野市千村 652-110
 東京都世田谷区北沢 3-24-19
 新潟県岩船郡関川村赤谷
 東京都江戸川区南小岩 7-38-27
 埼玉県所沢市小手指町 2-11-7
 茨城県水戸市元吉田町 2672-6
 東京都豊島区北大塚 1-20-24-201

古 賀 孝 雄
 高 山 栄 子
 安 瀬 孝 子
 森 岡 千 佐 江
 柳 井 智 幸
 今 紀 子
 河 野 登 美 恵
 安 藤 喜 美 江
 佐々木 助 三
 平 田 輝 子
 松 井 春 江
 水 落 聡 美
 野 田 シゲノ
 柳 瀬 勝 江
 塚 原 彰 彦
 菅 原 義 次
 北 川 文 子
 小 沢 静 子
 鎌 原 真 理
 野 坂 康 雄
 新 野 定 義
 見 奈 見 幸 子
 市 川 沢 子
 関 根 恵 美
 菊 池 三 和 子



拝田原復旧工事



玉来東の復旧工事

編 集 後 記

7月24日の集中豪雨は、大正12年7月以来59年ぶりの大水害となり、市民生活に大きな打撃を与えました。

ある老人は「60年ごとに大洪水がやって来ると聞いている」と語っているように、明治2年6月の集中豪雨以降概ね50年から60年を周期に襲って来るこの豪雨が、竹田の歴史にとって何であるかを、明らかにするため災害記録を編集することとなったが、担当者の専門的知識に欠けていることや時間的制約などもあって、十分意を尽すことができなかったが、市民の皆さんをはじめ、多くの関係機関の御協力によって無事発刊にこぎつけたことを感謝いたします。

総務課消防交通係>

